

# 子ども・子育て会議（第2回） 議 事 次 第

日 時 平成25年5月31日（金）14：00～16：30

場 所 中央合同庁舎第4号館（12階）共用1208特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- （1）基本指針（計画作成指針関係）について
- （2）基本指針（子ども・子育て支援の意義関係）について
- （3）保育の必要性の認定について
- （4）確認制度について
- （5）被災地子ども・子育て懇談会（岩手県）について
- （6）その他

## 3. 閉 会

○無藤会長 それでは定刻でございますので、「第2回子ども・子育て会議」を開催いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず初めに、本日の委員の御出欠につきまして事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 まず、御出欠の御報告の前に、前回の会議を御欠席で今回御出席をいただいておりますお2人の先生を御紹介したいと思います。

まず、東京商工会議所人口政策委員会委員の尾身朝子様でございます。

○尾身委員 よろしくをお願いいたします。

○長田参事官 淑徳大学総合福祉学部教授でいらっしゃいます柏女霊峰様でございます。

○柏女委員 柏女です。よろしくをお願いいたします。

○長田参事官 引き続きまして、本日の委員の御出欠の状況でございますが、佐藤博樹委員、菅家功委員、月本喜久委員におかれましては、本日所用のため御欠席と承っております。

また、荒木尚子委員、尾崎正直委員、高尾剛正委員におかれましても、本日所用により御欠席でございますが、荒木委員の代理として全国国公立幼稚園長会副会長の岩城眞佐子様、尾崎委員の代理として高知県地域福祉部長の井奥和男様、高尾委員の代理として日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原清明様に代理で御出席をいただいております。

以上、本日25名中19名の委員の御出席をいただいておりますので、過半数でございます。定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、資料につきまして、議事次第に記載がございますが、資料1～参考資料3までお配りしております。漏れなどがあれば、お申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日ですけれども、前回に引き続きまして基本指針についてですが、2つに分けまして、「基本指針（計画作成指針関係）」について、まず事務局から説明をしていただきます。20分ほどの説明と、40分程度の議論を予定しております。

続きまして、前回さまざま御意見を頂戴して大分手直ししてございますけれども、基本指針の中の「子ども・子育て支援の意義関係」の部分、これにつきまして修正した素案を事務局から10分程度で説明し、15分程度の御議論をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目ですけれども、「保育の必要性の認定」ということで、事務局から10分程度の説明、また20分程度の議論をお願いいたします。

4番目ですけれども、「確認程度」ということで事務局から10分程度の説明、また20分程度の御議論をお願いいたします。

そして、最後に「被災地子ども・子育て懇談会」、5月20日に岩手県で開催されたということですので、その概要の報告をしていただくということでもあります。

そういうことで、第1回目にも御説明しましたが、この夏までに基本指針について取り

まとめるということですが、1回ごとに決定を確定して次にいくということではなくて、夏までに基本指針について皆様の御意見を頂戴しながら手直しして完成に向けていくということになります。よろしく願いいたします。

それでは、最初の議題に入るわけですが、その前に1点だけ、私のほうから報告させていただくことがございます。

前回のこの会議でもあったかもしれませんが、基準検討部会という別なところで委員の皆様から、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」のワーキングチームの議論とまとめがあったわけでありまして。これは、御存じのように法律ができる前の準備段階の議論でありましたけれども、そこに報告されていることの位置づけ、取扱いについての御質問というのがありました。

これは御存じのように、特にこの基本制度の部分ですが、そのワーキングチームなどでの議論を踏まえまして、平成24年3月2日に少子化社会対策会議で決定された。そして、それが政府提出法案の作成作業のベースになったという経緯であります。そして、それに基づいて、子ども・子育て関連三法そのものは国会審議を経て3党合意がございまして、議員立法及び議員修正が行われた上で整理したものであります。

したがって、今後のこの会議における検討におきましては、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」のまとめを当然の前提としているわけではないということでありまして。つまり、そこで議論されたこと100%をそのまま現在前提として進めるということではないということをお理解ください。

とはいえ、個別的に見ますと、成立した法律において政府提出法案の内容を引き継いだ部分など、いろいろあります。そういう意味では、これまでの議論の重要な経緯の一つとして、検討の参考材料とすることは有意義であると考えてございます。そういう意味でこれまで、また今後も資料の中に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の記載内容が参考として紹介されているかと思っておりますけれども、そのような位置づけであるということをお理解の上、御議論をお願いしたいと思います。そういうこととさせていただきます。

それでは、「基本指針（計画作成指針関係）」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○黒田少子化対策企画室長 それでは、お手元の資料1-1から1-3を踏まえ、2回目の議論となります基本指針のうち、計画作成指針の関連の部分の御説明をさせていただきます。

資料1-1につきましては前回、「第1回子ども・子育て会議」に御用意をした資料と変わっておりません。また、必要に応じて御参照いただきたいと思います。本日は資料1-2、それから1-3を中心にご覧をいただければと思います。

それでは、1-2をお開き願えますでしょうか。この資料の体裁ですが、前回、第1回の子ども・子育て会議に提出をした資料につきまして、そのときに出されました御意見等々を踏まえて赤字の修正をしたということとさせていただきます。ですので、黒字の部分は

前回の資料にあった部分、赤字の部分は加筆修正が行われた部分、こういう体裁でできております。

大まかに申しますと、2ページ、3ページをご覧くださいますと、前回お示ししておりました項目の中で、前回の第1回の会議の中でもこの制度の目的であります質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援、これが制度が議論された目的でもあり、今回議論している新しい制度の目的でも引き続きあるということですが、そのことをはっきり書くべきだという御意見を多数の委員の方々から頂戴いたしました。

この事業計画自体は、需要と供給を書き込んでいくということが重要な役割ではございますが、この制度が目指すのは質の高いもの。質の高いもので、プラス足りないところは量を補って、ということですが、その関連の記述を関連すると思われる箇所にそれぞれ入れてみたということですが、以下、2ページ、3ページ、それから後ろのほうにまいりますけれども、複数の箇所にそういった関連の箇所がございます。13ページにも関連の箇所がございます。こういった部分は、当方の判断で加筆をしたものを今日机上に置かせていただいているということですが、

それから、20ページをお開き願えますでしょうか。それから資料1-1の7ページ、8ページ辺りを両方お開きいただければと思います。

資料1-2の中で20ページ、21ページにございます「論点6」の記述につきましては、第1回の会議の際に、次回第2回の会議で詳細な資料を御用意して御説明いたしますというふうに御報告しておりました。ですので、この20ページからの数ページにつきましては、前回の資料にはございませんでしたが、今回御議論に供するために加筆をした部分でございますので、この部分について御説明申し上げます。

資料1-1の7ページをご覧ください。この資料に、子ども・子育て支援関連三法の中で改善をされた新しい認可制度の説明が書かれております。現行の児童福祉法、それから認定こども園法もわかりですが、認可をするかどうかということについては法律上、幅広い認可権者の裁量が認められているという制度になっております。

ですので、例えば人的な要件、物的な要件を満たす主体から申請があったとしても、その主体が認可されるとは限らない。これが、現在の児童福祉法、あるいは認定こども園法の前段でございます。幅広い認可権者、メインは都道府県、一部、政令市・中核市でございますが、その裁量が非常に大きいというのが現行の制度でございます。

これに対しまして、昨年8月に成立をした三法に基づきまして改正をされた児童福祉法、あるいは認定こども園法におきましては、この認可制度自体について透明性の確保を前提とした認可制度の改善が行われております。そのまとめが、この7ページでございます。

釈迦に説法かもしれませんが、念のため申し上げますと、適格性のある主体から申請が上がってきた場合、この適格性がある主体というのは社会福祉法人、学校法人等、公的な法人の場合と株式会社などの場合では法律に書かれた要件が少し異なりますが、それぞれ適格性のある主体から申請があり、人的要件、物的要件を満たしている場合には原則認可

するというような児童福祉法、認定こども園法の改正が行われております。

その上で、需給調整をかけることができる場合として、需要よりも供給が上回っている場合については需給調整をかけることができるということがルール化され、法定をされているということでございます。この透明化をされ、改善をされた認可制度が今回の制度の前提でございまして、基本は適格性の判断プラス需要と供給のバランス、こういうことであるということでございます。

このことを前提といたしまして、資料1-2の20ページ以降にお移りいただきますと、この透明化された、改善された認可制度を考える上で、自治体でこれを実施していただく上で幾つか事前に頭の整理をしていく論点があるのではないかとということで、2つこちらから提供させていただいております。

1つは、計画的な施設整備の途上の取り扱い、これが21ページの6-1と書いてある論点でございますし、もう一つは認定こども園化の契機というものをどのように考えるか。これが6-2でございまして、それが22ページ以降に書かれている。この2つの論点でございます。

21ページをご覧くださいますと、ここである町の計画を仮想、あるイメージとしてお出しをしておりますが、必要利用定員総数、これが需要でございます。ある町に400人の需要があったという仮定をいたします。それに対しまして今、供給が1年目では250人しかない。したがって、150人の待っていらっしゃる方がいらっしゃる。こういう仮定をしております。それが2年目になりますと、50人分の整備が行われて100人になり、3年目で100人分の整備をしてゼロになる。こういう計画を立てておられる自治体がおありだったといたします。

この前提の中で、計画に記載のない主体からプラスアルファで事業をやりたいという申請があった場合に、これをどのように取り扱うのかという点について頭の整理をしておきたいということでございます。

資料1-1の7ページにお戻りいただきますと、需要と供給のバランスで基本的には判断をしましょうということだといたしますと、この1年目や2年目の段階ではまだ待っていらっしゃる方がいる。この時点でいきますと、需要のほうが供給を上回っているということになります。ですので、資料1-1の7ページのルールをそのまま当てはめると、新しく入ってこられる方の申請は認可をされるケースに該当するということになります。

これに対しまして、施設整備が複数年かけて進行中だったといたしますと、この施設整備が完了して3年目からこの施設が稼動するということになったとき、施設整備の途上であった施設が稼動するときに途中で入ってきた方がいたために、整備中の施設が需給調整の対象に引っかかるということが観念上はあり得るということになってまいります。この点をどう考えるのかということでございます。

それで、実際に自治体の整備のことを考えますと、施設整備は複数年かかるケースがありまして、完成をするときにその施設のキャパが必要かどうかかわからないという状態になりますと、その複数年かけた手間のかかる施設整備をためらうケースが出てくるのではな

いかということも一方では心配されます。

もう一方で、この仕組みは透明性の確保が肝ということでございますので、透明性を確保するということが前提に置きたいということで、この2つの要請をどのように両立をさせていくのかということでございます。

それでは、22ページでございますが、ここに考え方がないしは案として書かせていただいております。これは、要は事業計画の中に複数年かけて計画的に整備していますということが明記をされている場合については、その計画自体は住民の目にさらされ、議会の目にさらされ、透明性が確保されているということが考えられますので、その計画に記載をされている事業があるということが前提として、こういうケースについては計画外の方について少しお待ちいただくことがあり得るということとしてはどうかということでございます。

逆に申しますと、計画に記載はないけれども認可をとめておくという判断にはならないということでございます。言ってみれば事業計画の透明性によって、透明性が担保されているということを前提にして、利用調整のケースとしてこういうケースを加えてはどうかということでございます。

なお、このような場合においても、自治体の御判断でこれを可とするということは当然可能でございますし、それから足元の状況が当初の想定より上回っている等々のケースも想定をされますので、そういった場合については計画のPDCA等々の確保等と合わせて柔軟な判断が求められるということでございます。これが、6-1でございます。

続きまして22ページの6-2、認定こども園化の契機をどのように考えるかでございます。23ページに幼稚園からの移行、それから24ページに保育所からの移行、ケースはパラレルで、構成は一緒でございますが、一応分けて記載をしております。

まず、23ページをご覧くださいませでしょうか。ここに、ある自治体の計画を仮想的に用意しております。3-5歳の幼児期の学校教育のみ、それから保育の必要性ありの3-5歳、0-2歳の保育の必要性ありですが、どの部分をとっても大体需要と供給がトントンであるという自治体を想定いたします。こういった自治体で、既存の園の先生から認定こども園になりたいというお話があったときに、これをどのように取り扱うのかという論点でございます。

資料1-1の7ページにお戻りいただきますと、こういうケースでも透明化された認可ということを経験にいたしますと、お互いに足りているから新しい認可はお受けしなくてもいいのではないかとということが、この1-1の7ページのルールをそのままオートマテリックに適用するとそういう御判断があり得るということですが、一方では認定こども園に移行されるというお考えの園の先生の御意向、それから親御さんの御意見、あるいは自治体の御意見等々で、それを望まれる、それにメリットがあるという御判断もあり得るところだろうと思います。

この仕組みは総合こども園ではありませんので、全体の施設を一本にしてしまおうとい

うことではありませんが、こういうお話が地域から、園から、親御さんから上がってきたときにどのように取り扱うのかという論点でございます。

23ページから24ページにかけて、案を3つ記載しております。

1つ目の案は、都道府県計画に定める必要利用定員総数、要するにこれは幼稚園からの移行のケースでございますので、1号定員だと300人分ということになります。この300人の一定割合の方についてはその御意向を尊重して認めようということとしてはどうかというのが案1の考え方、移行元の施設の定員にウエートをかけて一定割合というのが案1でございます。

案2は移行先の定員、2号定員、この場合ですと3-5歳であれば200人分ということになっていますので、200人分の一定割合のアローアンスを認めてはどうかというものです。

それから案3、24ページでございますが、この御判断は認可権者にお委ねをするというものでございます。

それから、24ページの6-2の②、これは構造は同じですけれども、保育所からの移行ということを前提に置いた場合でございます。構造は同じでございますして、移行元ということでいきますと、保育所ですので2号ないし3号の定員にウエートをかけてそのうちの一定割合。案2ですと移行先ですので、この場合ですと1号定員の一定割合。それから、案3は自治体にお委ねする。こういうことでございます。

それぞれ、よい点、悪い点、気になる点、それから透明性の確保、公平性の確保といったさまざまな議論すべき点があるように思います。この資料では、どの案にすべきだという案にはなっておりません。この点は非常にデリケートな配慮が必要だということはおもう先生方お気づきのとおりでございますので、この会では考え方の提示にとどめ、先生方の御議論に供し、それから複数回かけてこの点について議論をしていきたいということで、まずは議論の素材として複数の案を御用意したということでございます。

それからもう一つ、今回新たにお示ししますと前回お約束をした点がございます。それが、資料の1-2の30ページから31ページにかけてでございます。「第四 子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項」でございます。それから、第五のワーク・ライフ・バランス、第六のその他でございます。

第四は、専門的、公益的な行政機関である都道府県に特にお願いしたいということで、都道府県計画の必須記載事項になってございます。要は、特別なサポートが必要な方、特別なケアが必要な方に対して、都道府県には児童相談所という専門機関があり、児童相談所に専門人材がおられ、それからその権限を前提としてさまざまな入所施設に対する入所のアレンジを都道府県にさせていただくことになっております。

こうした取り組みを都道府県がしっかり行っていただくことが最大の市町村支援だというお話が、法案提出の段階でも議論がございまして、都道府県の役割として都道府県計画に必須記載事項になったという経緯がございます。

複数の法律が関連法律としてございますし、こういった点があつての全児童対策だということもございますので、ここでは箇条書きでまずは当方で考える項目のみ列記をいたしました。理念的な点、それから足らざる点はあると思いますので、ぜひ御指摘をいただきながらここに加筆をしていきたいということでございます。

次の第五、ワーク・ライフ・バランスでございます。この部分は、主に国と事業主との関係で展開される分野であるということは、先生方御案内のとおりでございます。同時に、自治体の皆さんにも一定の役割をこの分野で果たしていただきたいということは、例えば次世代育成支援対策推進法、あるいは重点戦略等々でも触れられているところでございます。この中では、そういった書きぶりというものを参考に、とりあえず項目として仮に置かせていただいておりますが、こういった点についてももう少し加筆をすべきだといった御意見等々がおありだろうと思いますので、御指摘をいただけたらと思います。

それから、「第六 その他」でございます。子ども・子育て会議、国もそうですし、自治体もそうですし、そういった会議の重要性、それから点検・評価、PDCAの重要性ということを書いていただくほうがいいのではないかというお話をいただきましたので、ここではまず簡潔に記載を入れてみました。

ここで御紹介したものの関連は、都道府県計画や市町村計画の関連部分でも触れておりますが、項目の概括をいただくためにはここをご覧いただくのが一番よろしいかと思えます。

以上が、1-1と1-2でございます。

続きまして、お手元の1-3、「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について」という資料をご覧いただけますでしょうか。この表の資料につきましては、前回この資料の前半部分をお示ししております。また、この資料は前回の会議ではまだ完成をしておらず、次回の会議までに自治体の御意見、先生方の御意見を伺って、それでもう一度持ってまいりますというふうにお約束をした資料でございます。その後、お寄せいただいた委員の御意見や、自治体の方々にも短い時間の中でさまざま御意見をいただきましたので、そういった主ないただいた御意見と、こんなふうには書き込んでみましたということの御紹介を、資料1-3の後半部分を使って御説明したいと思えます。

1-3の8ページをご覧ください。前回、たたき台を御用意しておりましたけれども、さまざまな項目にわたりまして御指摘をいただきました。改めまして、意見をいただいた各委員に対して御礼を申し上げたいと思えます。総論的な意見としては、8ページから9ページにかけて1から7まで当方でまとめてみました。

最初の1番でございます。これは後ほど資料2で御説明いたしますけれども、回答者に子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨、考え方を理解していただいた上で御回答いただけるような、そういう必要性があるのではないかということでございます。そのために、調査票のイメージを考える上では、冒頭の部分にその趣旨を書き込んで、それから回答い



ただけるような工夫が要るのではないかとということでございます。まことにごもったもな御指摘ですので、そのような工夫をしてみたいということでございます。

それから2番目、この調査が何の目的で行われるのか。計画に生かされるものなんだということをはっきりさせるべきである。そうしないと、回答率が上がらないという話をいただきました。これもまことにごもったもでございますので、そのようなことにさせていただけたらと思います。

それから、3番目が用語の関係でございます。「子育て」「教育」など、さまざまな意味合いで使われる言葉がこの中にいろいろ用いられていますので、こういう意味であるということをはっきりと表してから記入していただくというような工夫が要るのではないかとということでございます。これも、このような工夫をしてみたいと思います。

それから4番目、回答の細かさでございます。これは、さまざまな御意見がございました。回答者の負担を減らして回収率を上げるために、絞り込んで簡潔な調査を目指すべきだという御意見もありましたし、逆にもう少し詳細な分析をしてみたい。そのために、少し項目を追加してもらえないかという話もございました。両方の御意見がございましたが、このお話についてはどちらが正しいというものでもないのだろうという感じがいたします。

ですので、まずはこのひな形として全体像の御議論をさせていただいた上で、必須項目と任意項目のような区分けをするという形で自治体の御要望、あるいは自治体の規模に応じた対応が可能となるような構成にしてはどうかと考えております。

続きまして、9ページの5番でございます。これは、自治体の方々からの御要望が多かったのですけれども、調査をしてそれを集計して計画に移していくときに、非常にいろいろな計算をしなければいけないので手引きがほしいというお話がございました。これは、全体のイメージが固まりましたらそのような事務御担当用の手引きというものを御用意してみたいと思います。

それから、母子手帳の取得の方、つまりまだお子さんが生まれていらない御家庭にもこのような調べをするべきではないかという御意見が前回の会議でもございました。この点につきましては、自治体の方々から両方の御意見がございました。積極的な御意見、消極的な御意見がございました。この中で、出産前の方に出産後の使い方を具体的に聞いたときに、なかなか具体的なお答えをいただくのは御負担が大きいのではないかとこのお話がございましたし、それから母子手帳の取得をされた後の予後がさまざまでございますので、このようなことをする場合に、対象者の選び方を工夫しませんと、さまざま問題が起こるケースが出てきはしないか。細心の注意が要るのではないかとこの御意見がございました。ですので、このお話についてはもう少し実務との兼ね合いも含めて検討してみたいと思います。

それから、9ページの最後から10ページ、11ページにかけては個別の項目についての御指摘でございます。同居や近隣に居住している親族等の有無についてもはっきり尋ねるべきなんじゃないかといったお話。それから、フルタイム、パートタイムといったときに何

時間ずつぐらいなのかという定義を置くべきだというお話等々もございました。

また、問14関係というのが真ん中にございます。就労の御希望の有無を聞く欄で、就労希望あり、それから「就労したくない」という提示の仕方をしておりましたが、これですと子育てや家事に専念したいという御希望をお持ちの方々に対して、その判断の善悪に関して一定の予断を与える可能性があるのではないかという御指摘をいただきました。この点につきましては、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」というような書き方にしまして、そういった判断について何か一定の方向を与えるものではないということをはっきりさせたいと考えております。

その他、事業の名称について地元でもアレンジできるようなやり方にすべきだというようなお話。

それから、子どもの教育や発達のために施設を使いたいというような目的は、いろいろなものに共通するお話だという点。

それから、11ページにまいりますと、「小規模保育」を利用を希望する事業の選択肢に明記すべきだといった御意見がございました。

いずれもごもっともなことでございますので、ぜひそういったことを取り入れる方向で調整をしたいと思っております。

また、放課後児童クラブにつきましては11ページの真ん中のところにありまして、要は低学年の利用につきましては就学前のお子さんに聞けばある程度のことになりますが、高学年の利用につきましては就学前のお子さんに聞くとぶれ幅が大きいのではないかというお話でございます。この点につきましては、低学年のところは未就学児への把握でよろしいかと思っておりますし、高学年の部分については今、低学年で聞いていらっしゃる方にプラスアルファで聞くとか、そういうやり方を組み合わせるということも考えられるのではないかと整理をしております。また、育児休業につきましては3歳までというような方針もございますので、そういった希望についても聞けるような設問の追加を考えているというところでございます。

また、この関連で、参考資料の説明を中井課長から申し上げます。

○中井職業家庭両立課長 それでは、引き続きまして御説明いたします。

前回の会議の場で、北條委員からいただいた御意見に対して御説明させていただければと思います。

お手元の資料で、参考資料1というのがございます。1枚目が「待機児童解消加速化プラン」から始まっているものですが、10ページ以降について資料を使いながら御説明をしたいと思っております。

この10ページの資料は、前回にも簡単な御説明をさせていただいておりましたけれども、先月4月19日に安倍総理から経済界への要請が行われておりまして、そのときに使われた資料と同一のものということです。御存じのとおり、女性の活躍推進については成長戦略の一つの柱ということで取り組んでいこうということで今、検討が進められているわけで

すが、そういった中で女性が働き続けられる社会の構築はやはり重要であるということです。

そこにも課題が書いてあるとおりでありますが、そういった中で、女性が働き続けられるようにするために、企業の自主的な取り組みを後押ししていくことが不可欠であるという認識の中、総理のほうから真ん中の枠囲みですが、子どもが3歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備していただくということをお願いされているということです。

そういった取り組みを通じて、その枠の一番下にございますけれども、ライフ・ステージに応じて希望の期間、育休が取得でき、育休中の技術が継続され、職場復帰が保障される環境整備を目指す。しっかり職場に戻っていただくということを重点に置いて、いろいろなニーズにお応えするという一つのつとして、こういう要請がされているということです。

そういった中で、今後の取り組みということで、その下に「女性の活躍促進策の工程表（案）」というものが書かれています。これは、その上の要請の内容そのものというよりは全体の取り組みを整理しているものですので、主なものとして書かれているということです。それで、現行はどのような取り組みをしているかということについてはそこに出ており、既に税制とか助成金とか、そういったものでも支援をしておりますし、またはその企業を「褒める」仕組みとか、見える化をするとか、そういったことも取り組んでいるということです。

今後については、平成26年度のところにも書かれておりますが、女性の活躍促進等に取り組む企業への経済的インセンティブの付与を検討するというので、例えば育児休業を取得された労働者の円滑な復職支援を行うための助成金を新設するということも検討させていただいているということです。

また、その下に「企業ニーズに即した社会人」、これは「育休中の男女を含む」と書いてありますが、その学び直しの支援ということで、学び直しの支援についても育休を取得された方々に対しても活用していくということを今、検討させていただいていることとして、こういった中身についても政府全体として進めていこうということになっております。

ちなみに、11ページは先ほども少し言及がありましたが、次世代育成支援対策推進法の概要ということと、それから12ページは育児・介護休業法ということで現行の制度、育児休業の期間については一番上に出ており、子が1歳、一定の場合は1歳半に達するまで、それから「パパ・ママ育休プラス」ということで、父母ともに育児休業を取得する場合は子が1歳2か月に達するまでの間の1年間、育児休業の権利を保障するという制度の枠組みが定められておりますので、こういった内容に沿って進めていくことにしているところです。

私からの説明は、以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、最後の参考資料はともあれ、基本指針の概要というところで資料の1関係でございませうけれども、質疑に移りますが、前回も申し上げましたけれども、委員の皆様、今日は20人ほどかと思っておりますので、20人皆さんが発言されるとすれば40分とすると当然ながら1人2分になります。

そういう意味で要点を簡潔にお願いしたいということと、それから今日もいろいろ個別資料を出していただいた委員もございませうけれども、そのような配布資料でも、あるいは直接に事務局とお話をいただくのでもよろしいですが、詳細についてはそのような形で補っていただくということでよろしくお願いいたします。

それでは、質問、御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。

それでは、順番に奥山さんからどうぞ。

○奥山委員 ありがとうございます。私は、委員の提出資料ということで、後ろのほうの参考資料3の2人目の資料の3ページのところに資料を出させていただきました。その意見書を全部説明していると時間がなくて、2つほどに絞ってお話をしたいと思います。

1つは、全ての子育て家庭の支援ということです。今回の子ども・子育て支援法の提案理由の中では、課題意識として子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくないということ。それから、待機児童とともに人口減少の地域もあるということで、国や地域を挙げて全ての子どもたちに良質な生育環境を保障するとなっております。

私ども子育てひろばの対象とするお子さんの年齢は3歳未満の方が多いのですが、まだ3歳未満のお子さんは7割以上が在宅での子育てです。その方々への支援というのは量的にも財源的にも非常に少なく、十分ではありません。産前産後から幼児期の学校教育、保育につながる全ての子育て家庭の支援の土台の上にそれらの選択があるとすれば、その土台の充実というのはとても大事ではないかと思っております。

その観点からも、このたびの子ども・子育て支援新制度で位置づけられました個々の家庭に寄り添う利用者支援に関しまして待機児童解消加速化プランにも位置づけられましたし、そういった意味ではその職種について職務内容や資格要件、身分保障、研修体制についてぜひ子ども・子育て会議基準検討部会で検討してほしいというのが1つでございます。

2つ目は、地方版の子ども・子育て会議とニーズ調査に関してです。私自身が企画委員を務めているにっぽん子育て応援団が実施した今年1月の調査では、全ての県庁所在地市を含め、106の自治体にお聞きしましたが、7割以上の自治体が設置の方向で進めていくとお答えになっていらっしゃいました。

しかし、国からの基本制度設計や指針を早めに決めてほしいとか、PDCAサイクルのイメージが湧かない等の意見等も出されています。今日の資料1-2の31ページの評価手法だとかPDCAサイクルの具体的なイメージをもう少し書きたいという意見も書かれておりましたが、ぜひそういった支援が必要ではないかと思っております。

また、ニーズ調査に関しましても、地域子ども・子育て支援事業は事業ヶ所数が少なく、保護者の認知度が低い。ニーズがあっても、身近ではないので使えない。だからふやす必要がないというようなマイナスなスパイラルになってしまうのではないかと危惧しております。ぜひ当事者からの丁寧なヒアリングを通じて構造的な課題の把握を行っていただきたいと思っております。

以上、2点でした。

○無藤会長 ありがとうございます。反映できるかと思います。

それでは、柏女委員お願いいたします。

○柏女委員 ありがとうございます。淑徳大学の柏女と申します。

今の奥山委員の次のところから私の意見を用意させていただきましたので、かいつまんで御説明させていただきたいと思えます。

今回の子ども・子育て支援法というのは給付法であって、今までの次世代育成支援対策推進法との違いがあるということは重々承知をしておりますけれども、それにしても全ての子どもということを謳う以上、障害児や社会的養護など、別の舞台で支援を受けている人たちがこの子ども・子育て支援の給付から外れてしまいかねないという懸念を払拭していくことが必要だろうと思えます。

その意味では、(1)の第1の意義に関する事項、前回申し上げるべきことだったと思えますけれども、少なくとも障害者基本法第17条の療育の理念、つまり国及び地方公共団体は障害者である子どもが可能な限り、その身近な場所において療育その他、これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。これに鑑みて、障害のある子どもが身近な場所で障害に固有の支援を受けて生活ができるよう、そうしたことを規定していくことが必要だろうと思えます。

併せて、社会的養護のもとにある子どもや、貧困な状況に置かれている子どもの学校教育、保育、その保障を明記することが必要ではないだろうかと思えます。

具体的な事項に移りますが、5ページの半分よりちょっと下、真ん中の(2)のところです。今、奥山委員のほうから、利用者支援の重要性という意見がありました。私もそのとおりだと思っております。特に障害を有していたり、あるいは気になる状態の子どもの場合、どの舞台に入るか。つまり、子ども・子育て支援法の舞台に入るのか。あるいは児童福祉法、あるいは今は法律名が変わりましたが、いわゆる障害者総合支援法の舞台に乗っていくのか。その入り口のところでの利用者支援が必要になってくるだろうと思えます。両方の施策を並行利用するというのも多々あるわけでありまして、その場合にワンストップサービスや、あるいは利用者支援の工夫というものが行われなければならないと思っております。石川県では子育て支援プランの作成を利用者支援として進めていますが、今、奥山委員の御発言のとおり、子ども・子育て会議基準検討部会でも議論が行われるようになりましたら、障害児分野の利用者支援との整合性の確保ということをご希望をしたいと思います。

そのほか、幾つか御意見を述べさせていただいておりますけれども、5)です。5ページの一番下のところですが、子どもの育成活動がこの子ども・子育て支援法の給付から除外されている、抜け落ちているということは大きな問題ではないかと思っています。児童館や、あるいは児童遊園、その他さまざまなプレイパーク等、民間の活動が活性化しておりますけれども、こうした活動への給付というものも考えていくことが必要なのではないかと思っております。

恐縮です。ちょっと長くなって申し訳ございません。6)の子どもに関する専門的な支援のところでは、市町村も都道府県も、この専門的な支援のところについては都道府県の業務と市町村の業務がきめ細かに連携されることが重要であることは、先ほどの厚生労働省の御説明からも明らかでありますけれども、その場合にはそれぞれ、特に社会的養護であれば社会的養護の課題と将来像といった計画が提案されておりますので、こうしたものをぜひ尊重をしていただければと思っております。

最後ですけれども、2番の「先行調査研究」というところに、昨年度私がかかわりを持たせていただきました子ども・子育て支援新制度関係の研究の報告の一端を載せてございます。このほか、今日資料を持ってきたのですけれども、医療現場の保育士と障害児者の生活支援という、障害を持った子たちや、あるいは難病を抱えていることで長期に病院に入院している子どもたちの保育を行っている保育士さん、こうした方々の子どもたちの支援、あるいはそうした保育士さんたちの待遇や支援の向上といったものも配慮していく必要があるのではないかと思っております。

ちょっと時間をオーバーしてしまいまして申し訳ございませんでした。以上でございます。よろしく願いいたします。

○無藤会長 貴重な指摘、ありがとうございました。

では、清原委員お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会三鷹市長の清原です。

本日、資料1-1を委員の意見を反映してバージョンアップしてつくっていただきました。資料1-2、計画作成指針関係につきまして5つの点を意見として述べさせていただきます。

1点目、今回2ページに質の確保・向上を図ることが重要ということを明確に入れていただいたり、3ページに「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働」というふうに入れていただきましたことは大変重要と考えています。新制度においては、市町村の事業計画に基づき基盤整備が進められることが基本ですから、認可が透明化されることの意義があります。その意味でも、質の確保と協働を明記しつつ、認可の透明化が明確にされるということを確認されたいと思っております。

すなわち、ニーズ調査に基づく計画の策定により、施設の必要量が明らかになることにより、基準を満たしたものから申請があれば速やかに認可されるという、いわば認可の過程が透明化された仕組みとなるわけです。スピード感を持って量、質の充実が図られるも

のと期待されています。

2点目、しかしながら子育て支援については量のみ充足させればよいわけではありませんで、学校教育及び保育等の質の重要性を図る意味でも、計画的な施設整備の必要性和需要に対する機動的な対応の必要性、双方に应运えていかなければなりません。

例えば、三鷹市では次世代育成支援行動計画後期計画の目標量を前倒しに達成して、さらにそれを超えて施設整備を行ってきましたが、残念ながらいまだに待機児童を解消するに至っていないわけです。

今後、市町村事業計画が需給調整のバロメーターになることを考えますと、計画と需給調整の取り扱いはまさに慎重に検討すべきと考えます。実態として、三鷹市のように都市部にある自治体では、私立幼稚園、認証保育所など、既に隣接市から通園されている方も多く、都市の児童、つまり自分の市内の児童だけを対象にサービスするのではない、自治体の境界を越えた取り組みをする必要があるということもあり、これは各取り組みをされている民間の皆様の経営問題に直結しているともいえます。

したがって、本日いろいろな事例から需給調整について触れていただいたのは、大変細かい面もありまして、一般の国民市民の皆様には需給調整は複雑だなどという印象があったかもしれませんが、自治体の立場ではこのような細かいこともあるということを念頭に置いて、大筋の方針についてこの子ども・子育て会議では示していただければ、私たちもありがたいと思います。

なお、言うまでもなく都道府県による広域調整など、境界を越えて自治体が取り組んでいることへの特段の配慮も必要です。

3点目。既存施設の認定こども園への移行についてですが、新制度においては学校教育と保育の一体的提供を目指すこととしていますので、そういった目的、趣旨からいしますと、保育所、幼稚園といった既存施設が認定こども園に移行することを、私たちがつくる市町村事業計画が妨げないように、しかし、既存の保育所、幼稚園の取り組みと円滑に共存・共栄できるような計画にするという難しい課題を示されているということが、今日のこの需給調整のところの黒田室長の御説明の中にあらわれていたと思います。

ただ、例えば幼稚園に通園している児童の保護者が何らかの事由で職業についた場合に、預かり保育や認定こども園の取り組みを幼稚園が考えていただければ、児童は転園を余儀なくすることがなくなります。そういった意味でも、今の形と将来的な移行の形を含めた計画を私たちがつくらなければいけないということを改めて確認いたしました。

4点目、関連して今回最後の部分、31ページのところで、これは奥山委員も御指摘いただきましたし、大事なところですが、第六に地方版子ども・子育て会議の指摘があるのですけれども、多くの自治体も恐らくは努力義務ですが、つくっていくと思います。

ただ、何か地方版子ども・子育て会議をつくれればこの市町村の計画が顕彰される、担保がとれるというふうだけにだけ考えるのはちょっと過剰な期待かと思ひまして、まず第一義的に市町村がしっかりと計画実行者としてその他関係機関と責任をとらなければいけません

ので、推進体制について明記しつつ、それを客観的に検証し、そして改善を促すような仕組みとして子ども・子育て会議が地方版でも必要であるということになるのではないかと考えています。

最後に、私は出産直後や子どもが乳児の段階での保護者支援についても関連して入れることが重要かと思います。子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働及び任意で書き込むべきところに関係するかと思いますけれども、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な事柄があると思います。産後ケアの施設の整備を提案するという報道もあったのですが、私たち基礎自治体の感覚で申し上げますと、まずは施設の充実よりも機能面、ソフト部分の充実をもっと考えるべきではないかと思っていますし、計画の中にも多少なりとも含まれればと思います。

子どもの父親が、産後1か月は妻のために育児休暇を取り、妻と子どもに寄り添う。妻が孤立感から解放される。夫も子育てに参画するというようなことが、ひょっとしたら産後ケアのハード面の施設より有効かもしれません。施設面の整備や維持管理についてはコストがかかりますので、なかなか計画には入りませんが、例えば乳児家庭全戸訪問、こんには赤ちゃん事業、新生児訪問だけではなくて、さらに続く乳児健診、3～4か月健診など、親子に合った適切なフォローができる事業があるということも、何らかの形でこの計画に触れることによって、単に幼児期だけではない子育て支援の内容が充実すると思いますし、施設設備で解消しない取り組みで今やっているものも計画の中に位置づけられるのではないかと感じました。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員どうぞ。

○橘原委員 前回の子ども・子育て会議（第1回）でお配りいただきました資料6-4「把握する具体的な項目」では、「幼児期の学校教育」「保育」の典型的な利用が主であり、この例として月曜から金曜までと記載がなされ土曜日は省かれておりました。

実際には、保育園は現行土曜日もほかの日と同等の勤務をしているところですが、本日お配りをいただきました資料1-3では「幼児期の学校教育」「保育」は、例として月曜から金曜、または土曜の利用で1日○時間、月・水・金・土の利用で月△時間などというふうに例題を書いてくださいました。

この件について、土曜日をきちんとお示しをいただいたことはありがたいことだと思っていますが、ここに「または」とありますが、この「または」はどこにかかるもので、どのように私どもは理解をさせていただければいいのかをお知らせいただければと思っています。以上です。

○無藤会長 質問については、最後にまとめて答えられるところで答えていただきたいと思います。

では、渡邊委員どうぞ。



○渡邊委員 ありがとうございます。

私からは基本指針と利用希望などの把握について意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、全体的に基本指針の記載事項となります、子ども・子育て支援の意義や地方自治体の事業計画の作成指針、制度に関する基本的事項の提示などについては、少子化社会対策会議が決定した子ども・子育て新システムに関する基本制度や関連する法律、審議会の答申、閣議決定されたビジョンなどの基本理念がしっかりと反映されたものであるべきと考えております。そういう意味からして、今回の資料はそれらを反映していただいて、簡潔にまとめていただいていることに対し、評価をしたいと思います。

次に、さまざまな論点が示されていますが、基本指針については全国一律の設定に固執せず、地域の多様な実情に対応できる内容とすべきではないかと考えます。

それから、資料1-2の29ページ並びに30ページに書き込みがありますが、都道府県の支援に関する施策の実施に関する事項でございますが、その中で「障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実」と書き込んであります。これは、ぜひとも記載していただきたい。

なぜならば、今、子ども市町村で子ども・子育ての現場をあずかる立場として一番課題になっているのが障害児の対応であるからです。これは人的な対応や専門的な対応、さまざまありますけれども、市町村単独事業として介助員をつけたり、専門医をつけたりして対応していかなければならない実態が浮き彫りになっているわけでありまして。この辺のことは、きちりと支援の中に書き込んでいただいて、その対策を示していくべきではないかという意味で申し上げたところであります。

次に、利用希望などの把握についてということでありまして、市町村の事業計画作成時の利用希望の把握方法については、国としてのひな形を示すことは当然必要であると考えます。しかしながら、地域の実態はさまざまであることから、最終的にどのような内容にするかを定めるかはあくまでも市町村の選択にさせていただきたい。

次に、子ども・子育て関連三法においては、現行法の適用を受ける幼稚園、保育所、認定こども園のほか、新たな幼保連携型認定こども園や地域型保育事業などが加わり、給付面では施設型給付と地域型保育給付に分かれるなど、非常に複雑化しております。できる限り、利用する保護者の立場に立って、わかりやすい調査票とする必要があるのではなかろうか。場合によっては、ある程度の類似を示して、それをそれぞれの市町村の実態に即した形で選択して調査票を作成するとか、そういう考え方もあってしかるべきではないかと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員どうぞ。

○小室委員 ありがとうございます。資料の1-2に関係するところだけこの場では申し上げまして、あと幾つかはペーパーにしてお送りすることとさせていただきたいと思いま

す。

30ページをご覧いただければと思います。30ページの第五のところですが、具体的にワーク・ライフ・バランスの必要性についてかなり書き込んでいただきまして大変ありがとうございますというか、すばらしいと思いました。特に、父親が子育てできる働き方の実現といったようなところも入れ込んであるところなど、大変ありがたいと感じました。

それで、1点、31ページの一番上の行ですけれども、子育て期間中の働き方の見直しというものがございます。ここですけれども、もちろん子育て期間中の働き方の見直しは重要ですが、今まで実際にワーク・ライフ・バランスが実現されなかった大きな要因というのは、育児をしている方にだけ配慮するということがかえって育児期間中の社員の肩身の狭さになっていたりとか、それから事業主にとって子育て社員は使いにくいというような対象になってきた原因になっています。

今、私どもの会社に御依頼をいただく企業さんは、どちらかというと子育て期の人を配慮するというやり方をやめていっています。そこだけを配慮するのではなくて、むしろ全体の働き方をしっかり残業のない形に変えていくというようなやり方をすれば、結果としてパパであろうとママであろうとワーク・ライフ・バランスができるということで、大切なことは従業員全体を対象として働き方を見直すことであるということがここでもしっかり伝わるべきではないかと考えています。

国連からも、長時間労働による過労死の対策というところを強く求められたということが先週ございましたので、こういったところがしっかりわかるような形にもう一步発展してここを書き込んでいただけるといいのではないかと考えております。

それで、この30ページにある第五というパートが国に関する部分でして、そして15ページと28ページに、それぞれ15ページが市町村、28ページが都道府県という形で、国のものを落とし込んだものが入っております。これが、恐らくこの基本指針が示されたときにわかりにくいのではないかと懸念しております。

大きさとしては、国というものが最初に示されて、それをブレイクダウンした市町村と都道府県という形で読んでいかないとわからないので、位置としてはこの資料1-2の2ページ、3ページで大枠を書いていっている辺り、先に国の全体像として書いている中にこの第五というところが上に入ってきて、その後に市町村、都道府県というふうに、国全体としてはこれをやるので市町村と都道府県では落とし込んでくださいという形で書かれているほうが、市町村、都道府県が読んだときにわかりやすいのではないかと考えております。

それで、15ページと28ページについてですが、まず15ページの3というところですが、ここにもワーク・ライフ・バランスに関することをかなりきちんと項目も立てて書き込んでいただきましてありがとうございます。その中で、やはり企業全体で労働時間の見直しを推進ということがもう少し伝わるべきではないかと考えております。

具体的には3点、「労働者、事業主、住民の理解促進のための広報・啓発」とあります。

赤い文字の4行目ですね。ここの部分ですが、この理解促進の広報・啓発ということはもちろんなんですけれども、具体的な実現方法の広報・啓発ということが必要ではないか。理解促進のフェーズは、少し進んでおります。ワーク・ライフ・バランスに関する一般的なセミナーはかなり行われています。そこまではわかったという企業は多いのです。

だけれども、具体的な実現方法がわからないところで立ちどまっているんだよ、というふうに現状は言われていまして、またここで理念か、理解促進かというふうになると後退したようなイメージになってしまいますので、ここではちょっと物足りないということで、もう少し進んだところが求められると思います。

また、その下の行の「好事例の収集・提供等」というところですが、こちらも恐らくこのまま記載されていると、育児と仕事の両立に関する好事例というものを配信していく。つまり、育児と仕事の両立ハンドブックみたいなものをつくって配信となってしまうかと思うのですが、育児と仕事の両立ではなくて、長時間労働を企業一丸となって取り組んで解消したというような好事例についても収集・提供するべきだということが踏み込んで書かれていくとわかりやすいかと思います。

また、その下の行で「企業における研修の実施等」というところも同じく、このままですと恐らく育児と仕事の両立セミナーというような漠然とした概念のものが市町村、都道府県で開かれてしまいますが、それだとやはり物足りないと思われるので、長時間労働を企業一丸となって取り組むための実現方法のセミナーであったり、もう少し踏み込んだ形になっていくことがいいのではないかと思っているところです。

15ページと28ページは、市町村と都道府県で同じように思っておりますというのがこの資料1-2に関してでした。

それで、最後に1点質問です。済みませんが、ページ数はどちらだったか忘れてしまったのですが、求職活動中に保育を必要とする方を対象としていくのは非常に重要だと思っています。保育園に入れなければ求職活動ができない。そこで、仕事が見つからないので保育園に入れないということがずっと繰り返されています。ですので、求職活動中も保育は必要というふうにしたいのですが、その際に難しいだろうと思うのは、求職活動中かどうかのエビデンスだと思っています。実現するためには、このエビデンスの取り方を何らか示していかないと、市町村も都道府県もなかなか取り組めないと思っていますが、実際にはもうこれに取り組んでいる市町村、都道府県が幾つかはございますので、そこではどうやって運用しているのかというようなことをできれば厚労省さんのほうで一度吸い上げて、その運用例というようなものを次回で構いませんので、お示しただけたらと思っています。

以上になります。ありがとうございました。

○無藤会長 わかりました。ありがとうございました。

では、北條委員お願いします。

○北條委員 今日は、いろいろな委員の方からワーク・ライフ・バランスにかかる大変勉

強になるお話をいただきました。私自身も、大変勇気をいただいた気持ちでございます。

また、本日冒頭に無藤会長のほうから、基本制度は前提としないというお話がありました。これもまことに妥当なお言葉でありまして、納得をいたしたところでございます。

先回、子ども・子育て会議基準検討部会のときだったのですけれども、メンバーが大体同じでございますから、その席で言ったことを1点繰り返させていただきますが、子ども・子育て関連三法につきまして現状、大変大きな問題が残っているというふうに認識をしております。何が大きいかということは今、申します。

その上で、資料1-1の2ページの「計画的な整備」というところでありますけれども、「子どものための教育・保育給付」の中で左側の丸囲い、認定こども園、幼稚園、保育所、いわゆる施設型給付の対象、これについての基本指針を急いで取りまとめるということについては、子ども・子育て関連三法自体に問題ありという認識でございますから、急がないでいただきたいということでもあります。

しかし、右の丸囲い、地域型保育給付のほうとか、それから「地域子ども・子育て支援事業」の一番左側の3項目、これなどは国民が期待していることでありまして、これは先行実施をしていくために検討を具体的に進めていくべきだと考えております。

何が問題なのかということでもありますけれども、基本制度は前提としないということで、国会において総合こども園法が撤回されたわけでありまして、それで、基本制度の議論をいたしました折に、私どもは認定こども園についてその評価検討を行って改正を行うのが正しいやり方だということを経三申しました。

しかし、当時の政権の方々は、認定こども園法は廃止するのだということで取り合っていただけなかったわけです。しかし、国会の審議を通じて総合こども園法は撤回されて、認定こども園法の一部改正ということに相なったわけでございます。

そうなりますと、やはり手順としては法律に定められている評価検討、5年経過後の評価検討ということがなぜなされないのかということがやはり手続的に問題になると思いません。認定こども園法の一部改正をするのであれば、どこに問題があるからどう直すのかということをしちんと整理、検討すべきであります。

また、認定こども園法につきましては、中央教育審議会と社会保障審議会の合同の検討会議において双方納得の上ででき上がったものであります。これを一部改正するということであるならば、当然中央教育審議会と社会保障審議会の合同の検討会議を早急に開催すべきであります。そこでの検討を省くということは、手続的に許されないというふうに私は考えます。

このたびの子ども・子育て関連三法については、教育法体系の変更、教育補助体系の変更、それから従来なかった新しい学校を創設するという教育に関する極めて重大な大きな変更があるわけですので、これは中央教育審議会令のルールに基づいてしっかりと中央教育審議会でも審議すべきものであります。

前政権は、はなから中央教育審議会を無視する姿勢をとっておられましたので、やむを

得なかったという点はあると思います。しかし、このたび中央教育審議会において教育課程については審議を行う。それから、保育教諭についても審議を行うということになっております。どうしてそういう部分的なことを中央教育審議会において審議して、根本的なことを審議しないのか。まことに解せない。ぜひ御回答をいただきたいと思います。

また、施設型給付でありますけれども、全ての子どもを対象とするという大変すばらしいことでもあります。民主党の方々も決して悪意ではなかったと思うのです。そういうふうにしたいたいとお思いだったのでしょうけれども、結果としては全ての子どもにとって平等ではない仕組みに現在なっている。端的に申すならば、1号認定、2号認定、3号認定という形になっております。これは個人給付としての施設型、施設型給付というのは施設給付ではありませんから、施設給付みたいなものということでしょう。個人給付であります。個人給付であるならば、就労のいかにかわからず、これは子ども1人に対して平等でなければなりません。

奥山委員の指摘とも関連いたしますけれども、なぜここに3歳未満の家庭で育てられているおよそ8割の子どもが対象とならないのか。施設型給付だから対象になりませんよということでありましょうけれども、個人給付である限り、そのような差別は絶対に許されるものではありません。これについての明快な回答をお願いいたします。

それから、調査票でありますけれども、大変積極的によりよいものをつくろうということを進めていただいていることには感謝をしたいと思います。全ての子どもを対象とするのだ。子ども自身の最善の利益を中心にするのだ。子育ての第一義的責任は親にあるのだ。家庭教育を全ての前提にするのだ。これが意義だ、ということになっておりますので、この意義をこの調査全体にしっかり行き渡らせるような調査票にしていきたいと思えます。

大変心配いたしますのは、先回示されました調査票そのものが既に地方公共団体に配布されているわけでありまして。恐らく地方公共団体の意見を求めるという意味で配布されたのでありましょうけれども、しかし、地方公共団体は前回の次世代育成支援対策推進法の折もそうだったんですね。国から配布されたものはその名前だけ入れかえればすぐ使えるということで、すぐに動き出そうとするわけです。取り扱いは十分気をつけていただきたいと思えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。私としては第1回会議にも申し上げたと思えますが、この子ども・子育て会議につきましては子ども・子育て関連三法に基づいて委託された業務をこなしていくということで理解しております。事務方からあれば、最後に質問等についてはまとめてお答えいただければと思えます。

それでは、宮下委員お願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず、資料1-2に質の確保向上を図ること、質の高い幼児期の学校教育、保育等の文

言が加わりまして、私ども教育現場といたしましては非常にありがたいことだと思っています。質には、環境や保育内容、保育者の資質など考えられますけれども、幼児教育、保育の質の捉え方や、何をもって質の高さを判断するのかなど、さらに踏み込んだ協議が必要であると考えます。

2つ目としては、資料1-2の23ページ、6-2①の「幼稚園が幼保連携型・幼稚園型認定こども園に移行しようとするケース」で、既に保育ニーズが満たされている場合において認可をどうするのかという文面がございますけれども、私立幼稚園につきましては相当の覚悟で新制度に入ろうとしている幼稚園が多いわけです。そうしたときに、ニーズが満たされている、満たされていないということだけで判断せず、できる限りいろいろな事情を考えて認可をしていただきたいと思います。

3つ目としましては、30ページの第五のワーク・ライフ・バランスについてでございますけれども、子育てというのは女性だけがするわけではなくて、父親と母親がともに育てることが根本にあると思います。「父親も子育てができる働き方の実現」ということが書いてございますが、ぜひこの点をきちんと捉えていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員どうぞ。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

私のほうからは、ほとんど清原先生と小室先生と宮下先生からお話があった内容と重ならない程度にお話をしたいと思います。

1つは父親の育児休暇の必要性ということで、今パパクォータということで父親の育児休暇を割り当てていこうということをひとつ考えております。そういったことも、これは次回ペーパーできっちりと用意していきたいと思いますが、やはり男性がしっかり子育てができる環境をまずはつくらなければいけないといった趣旨でこの指針の中にも盛り込んでいけたらということです。

もう一点は、年次有給休暇です。普段からちゃんとしっかり休める環境をつくっていく。メリハリのある労働をしっかりと実現していくということは非常に重要なところで、それがあっての育児休暇ということもありますので、例えば学校のため、保育所のためにちゃんと年次有給休暇を取得できるという環境整備は重要かと思います。

あとは、別なところで父親も母親もそうですが、生まれる前にちゃんと子育てについて学ぶ場をしっかりと提供していかなければいけないと思いますので、そういった意味では両親学級のさらなる充実、あと、やはり父親がしっかりと子育てについて学ぶ機会を提供するというのをこういった計画の中に入れ込むということも大事ということなんです。

あともう一点。これは15ページと28ページのところに「企業における研修の実施等」ということでワーク・ライフ・バランスのところで書いてありましたが、研修できる企業はいいと思うのですが、中小零細を含めて自社で研修できないところは、「ではどう

するのか」という話になりますので、やはりそういったところに関してはしっかりと、例えば行政辺りが支援していくような形で整備をしていただければありがたいです。そういうところの文言もちょっと入っていただくといいかと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員お願いします。

○尾身委員 東京商工会議所人口政策委員の尾身と申します。よろしくお願ひいたします。

全体像にかかわることとして、一言申し上げたいと思います。今回のこの施策、きちんとした形でこのように具体的にまとめていただいて本当にありがとうございます。

ただ、今回の指針でこれを実現した後のことも一言つけ加えていただいたほうがいいと感じましたので、発言させていただきます。

この基本指針に基づいてさまざまな施設が、例えば新設なり現行のものに移行により、設置されますが、制度運用開始後も、つくりっ放しにしないで、しっかりと経営状況等を国や市町村等が把握して、フォローしていくことも大事であろうと思います。

具体的に申し上げますと、例えば認定こども園などができた後に、その経営状況を必要に応じて第三者の監査機関なども活用していただいてしっかりと市町村が把握し、またそのことを情報開示していただくことがとても大切ではないかと思います。

つくって運用を開始したけれども、経営上、立ち行かなくなって、ある日突然廃園になってしまったというようなことが起きてしまいますと、路頭に迷ってしまうのは、実際に本当に困ってしまうのは子どもたちであり、その施設を利用している保護者ではないかと思いますので、この指針の中に後々のフォローもきっちりと観察していくというようなことを追加して盛り込んでいただければと感じましたので発言させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

今、秋田委員がお手を挙げておられますが、ほかにはよろしいですか。

それでは、秋田委員で終わらせていただきます。

○秋田委員 初回の印象と、今回出された資料ではかなり印象が異なり、今回は随分質の高いという要望を赤字で散りばめていただいたのはありがたいと思います。ただ、単にその用語がふえたというだけではなく、質が具体的な計画としてどのように実現されるのかということはかなり書き込んでいただいて、論点として出していただいたということが大変ありがたいと思っております。

何と言っても、保育で大事なものは施設と、それから人であります。まず資料1-2、26ページに論点7として「幼稚園教諭・保育士等の具体的な必要見込み数を記載することとするか」ということがございますけれども、資格を持った専門家が子どもをみるということが重要でございますので、この見込み数ということをきちんと計画に記載する必要があります。かつ見込み数だけではなく、それがやはり研修を受けられることです。教諭は研修がありますが、保育士の場合にも研修ができるような、研修を受けられるような、代替

人員の確保ができるような見込みというものが望ましいと考えております。

また、全ての子どもたちにこうした計画が向けられるという意味で、先ほど渡邊町長や柏女先生も言われましたが、30ページの子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする施策との連携ということで、市町村と都道府県の連携によって支援が届くような専門性を保障するというところが特に重要な1点だろうと思います。

また、第2点目としては、小さい子どもがいる家庭の場合の転勤や世帯の移動による流動性ということを考えてときに、できるだけ柔軟性のある、子どもにとって不利益が生じないような必要な見込みを立てるということが極めて重要になってくると考えております。

そのために、論点2である、例えば量の見込みをどのような単位で設定するかということも、大人側ではなくて子ども側から見たときにどのような幅であればよいのかと考えたときに、できるだけ未満児と以上児の区別という比較的大枠の設定が良いと思います。また例えば長時間と短時間を分けない、短時間よりも実際には今は長時間がどれぐらいになっているか。11時間とか、平均保育時間が長くなっていることを考えると、短時間長時間の区分を分けずに少し大きくくりで子どもたちの利用が可能な形の見込み量というものを出せるようにする。そして、自治体の柔軟性に委ねながらも進めていただくことが2点目です。子どもの良質な環境という観点からの見込み量のあり方ということを考えていただくことが大事ではないかと思います。

3点目としては、先ほどからお話がありました認定こども園は、前回の会議とは分けるということですがけれども、一つの重要なこれからのあり方であると思います。ですので、資料1-2、22ページにございますように、幼稚園からの移行というところと保育所からの移行の均衡に留意しつつも、よりそのニーズということで、幼稚園で少し子どもが大きくなって働こうとされている方がそのまま認定こども園で受け入れられるような形も、またその子どもにとって安定的な環境の質を保障するという観点から必要なのではないかと考えております。これは、どちらにしてもやはり従来からの保育所や幼稚園の経営の安定ということと、それからもちろん透明性の確保という両面から、今後考えていくということが必要であろうというのが3点目です。

4点目に関しましては、大変細かなことをございますが、資料1-3別添の調査票で利用希望の把握というところの調査票が随分前回から変えられたというところをございます。これが一番全国の皆さんのもとに行く用紙で国の子育ての理念を示しているとするならば、問題があるように思います。例えばこの調査票の3ページを見ますと、これから地域で皆が子どもを育てていき、その中心に保育所や幼稚園やこども園というものがあるととらえますと、例えば問9のまず子どもというものを預けるものとして、何か洗濯屋に物を預けるように「預かる」という言葉がよく使われているのです。「見てもらっている」とかの方がよろしいのかと思います。それから祖父母等の親族が子どもを預かることに「特に問題はない」という選択肢項目だけではなく、やはり「安心して見てもらえる」とか、そういう回答選択しも必要ではないか。



何かおじいちゃん、おばあちゃんが見るとか、友人、知人だったら「問題があるか、ないか」というような見方ではない見方が必要です。地域の地縁も大事であるけれどもどうかというようなプラス志向の選択肢も入れていただく必要があるだろうとも思ったりします。

8 ページも、例えば問15-4でございますけれども、平日に教育・保育の事業を利用されている理由ということで、「お子さんの身の回りの世話をしている方が現在就労している」と書かれています。身の回りの世話だけではなくて、やはり子どもを育てるとか、家庭の教育は保護者に一義的責任があると言いながら、教育とか育てるという用語がふさわしいのではないかと、親は単なる身の回りの世話をしているのではない。その辺りの用語といたしまして、そうしたものをきちんと私たちが家庭や地域にどういう像を描くのかというところを丁寧に言葉の吟味というものをさせていただき、子どもを「預ける、見る、利用する」というよりも、「ともに育てていく、教育していく、育んでいく」というような観点からのワーディングができないでしょうか。

問22-4でも、「預けたいと思うか、思わないか」というような訊き方そのものがどうなのかと思います。この辺り、きっと毎回、毎回事務方が御尽力くださるので、次回にはすばらしいワーディングになって出てくるのではないかと大いに期待させていただきたいと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。最後の調査票の件は、この会議で細かい文言までは十分検討できませんので、ぜひ事務局に御意見をお寄せください。

若干質問がございましたが、お願いします。

○黒田少子化対策企画室長 まず、橘原先生からお尋ねのありました、保育所の利用について月から金、または土という意味合いでございます。これは、ワーディングに他意はなくて、むしろスペースの制約上、全てのケースを書き切れなかったというほうが正確でございます。私ども、月から土曜日に保育所が開いていて、月から土のお子さんたちの生活を支えておられるということは重々認識をしておりますので、紙面の制約によるものだといたしまして御理解ください。

それから、北條先生からお尋ねのありました、資料1-3の関係でございます。資料の取り扱いに留意するようにと、これはまことにおっしゃるとおりでございます。このお話は、私ども自治体に対しましては子育て会議で夏までこの話は議論をします。それで、確定をしましたらお知らせいたしますと、そのようにお約束をしてお示しをしております。今回の資料をつくる上でも、自治体の方々にご覧をいただいて意見をくださいとお願いをいたしました。次回に向けても今日いただいたお話も含めてまた練り直しをさせていただいて、もう一回、次回ご覧いただく素材を御用意いたします。

先ほど秋田先生からもお話がございましたように、ワーディング、それから理念の伝え方等々、細心の注意を必要とする面もでございます。役所は、こういう点についてのデリカシーは必ずしも十分でないという自覚もございます。ですので、今日の会議でもいただい

た御意見はもちろん参考にさせていただきますし、この会議で言い足りなかったお話等々はおありだと思いますので、お寄せいただきたいと思いますし、途中で自治体の御意見を求めるケースもございますが、それがひとり歩きすることはない。そのようなことはきちんと周知をしたいということをお約束申し上げておきます。以上でございます。

○橋本保育課長 先ほど、小室委員のほうから求職活動の取り扱いについて御質問いただきました。保育の必要性の認定につきましては後ほど資料3で御説明いたしますが、いずれにしましても自治体におきます運用の状況につきまして少し把握をさせていただいた上で、また次回に示させていただきたいと思います。

○無藤会長 では、どうぞ。

○蝦名幼児教育課長 北條委員から、中央教育審議会等について本格的な付議はしなかったという辺りについて手続的に問題があったのではないかと御趣旨の質問がございましたが、中央教育審議会令はちょっと手元にはございませんけれども、教育にかかわるもの全てについて必ず中央教育審議会でもって議論をするということに制度上はなっていないということがまずございます。

この問題、幼児期の教育や保育、子育て支援全体の仕組みづくりについて当時の政権として、例えば中央教育審議会であったり、社会保障審議会であったり、それぞれのところでやるということではなくて、当時の子ども・子育て新システム検討会議で検討するのだということが時の政権によって決められたというところがスタートだったように思います。

ただ、そうはいつでも教育にかかわる内容も含んでおりましたので、中央教育審議会には適時報告をし、場合によっては一定の時間をいただいて議論もさせていただいたように記憶してございます。その結果は、当時の子ども・子育て新システム検討会議のワーキングチームに報告をして、そこでの議論の参考としていただくというようなやりとりもあったというふうに記憶してございます。

本件については、その上で法案が今年の3月に閣議決定をされて国会に提出をされ、国会で議論をされて、そして3党で合意をして修正の上、成立をしたというような経過をたどったわけでございますけれども、中央教育審議会とのかかわり等々において手続的な瑕疵があるというふうに私どものほうでは考えておりません。

現在、そういった大きなことについては中央教育審議会を活用せず、細かいところについて中央教育審議会を活用しているのではないかと御話でございますが、基本的に今、今年の8月に国会でお認めをいただいた法律の内容に基づいて詳細な制度設計を議論する中で、専門的な内容の検討を行うためには、やはりそれぞれ教育なり、保育なりの立場からの検討が必要であろうということで、厚労省あるいは文科省に置かれた有識者の会議を活用したり、あるいは今般、その教育の内容の基準、保育の内容の基準をどうするといったときには、中央教育審議会や社会保障審議会の部会なども活用するというような方向で現在検討しているということが御質問に対する御説明になります。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「基本指針(子ども・子育て支援の意義関係)」について御説明をお願いしたいと思います。

○長田参事官 それでは、資料2につきまして御説明をいたしたいと存じます。

「子ども・子育て支援の意義」につきまして、前回、大変多くの御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして、また、この間、秋田先生を初めといたしましてさまざま貴重な御助言をいただきまして、今回、骨子(案)という形で議論の用に供させていただくことにしたものでございます。

まずこの資料の構成でございますが、この表の左の欄が今回お示しをする骨子(案)の部分でございます。中ほどに、第1回の前回会議の資料でお示しをした記述内容、それから一番右端に第1回会議で先生方から頂戴をした主な意見を整理しております。

それで、まず中ほどの「第1回会議資料の記述」をご覧くださいますと、前は実は2ページに出ています「子ども・子育てを巡る環境」というところから入っていたのですが、今回、骨子をつくるに当たって、全体の構成そのものも少し修正をしたほうがいいかということで、基本的には今回お示しした骨子ベースでそれに対応する第1回会議資料の記述を横に置いているという見方をさせていただければと思います。

それで、まず今回の骨子の「はじめに」という部分でございますけれども、前回、この辺りは、「子どもの最善の利益」というものを基本にすべきということを繰り返し多数の先生方からご指摘いただきましたし、また、先ほどの事業計画指針の議論の中でもいただきましたけれども、この法律というのは全ての子ども・子育て家庭を対象として支援をしていく。とりわけ、障害のあるお子さんであるとか、慢性疾患のお子さん等々、あるいは虐待を受けているお子さんなど、そういった特別な、より高い支援が必要なお子さんも漏らさず、しっかりとこの制度のターゲットに入っているということを明確にすべきというような御意見を多数いただきました。

そうしたことを踏まえまして、前回「子ども・子育てを巡る環境」というところから入ったのですが、いわゆる総論的な考え方というものをまず最初に置いたほうがいいのではないかということで、この「はじめに」という部分を置きました。

それで、ここの中では冒頭、子ども・子育て支援法の第1条の目的規定の条文を引用しておりますけれども、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。」ことを目的としたものだというのを、まずはしっかり確認をさせていただいた上で、その一人ひとりの健やかな成長というものを実現するためには、「子どもの最善の利益」というものをしっかりと考える。それを基本に置きながら、「子どもの視点」に立って良質かつ適切な内容及び水準のものとするべきということを書かせていただきました。

次のところで、先ほどの御意見を踏まえる形で、社会的な必要性の高いお子さんも含めて、全ての子ども・子育て家庭が対象となるものだという事。

ただ、例えば障害児施策で申し上げますと、この子ども・子育て支援法という法律そのものの中に全てを体系化、包含化をしているというわけではございませんので、この法律

自体がそういった方々を排除しているわけではなくて、しっかりと視野に入れた上で、ただ、他制度を活用する中で、よりきめ細かなニーズに対応していく部分もございますので、「関連する諸制度との連携を含め」というような形で、この点を表現させていただきました。

そして、子どもというのは将来をつくっていく担い手であるというような視点も盛り込むべきというような御意見も頂戴をしまして、そういった点も触れさせていただき、しからばやはり社会全体でしっかりと子ども・子育て支援の重要性というものを認識して取り組むべきというようなことで総論を置かせていただいております。

それから、2つ目の大きな固まりの部分でございますけれども、「子ども・子育てを巡る環境」という部分でございます。

ここでは、まず1つはいわゆる核家族化、あるいは地域関係の希薄化等々、子育てをめぐる家庭や地域の状況についての認識を整理させていただいております。

それから、2つ目の黒丸のところでは、主に就労環境というような部分で経済状況等の変化の中で共働き家庭の増加であるとか非正規の増加、あるいは長時間労働の状況等々について記載をしております。

それを受けて、そうした子ども・子育てを取り巻く環境の変化の中で就労の有無や状況にかかわらず、子育ての不安なり負担、孤立感というのは高まっており、それがひいては児童虐待というような状況にも至っている。このような整理をいたしまして、それ全体を受ける形で子どもや子育てをめぐる環境といったものに鑑みれば子育ての不安、孤立感をやわらげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう支援をしていくことが必要だというような認識でまとめさせていただいております。

それで、次のパーツでございますが、「子どもの育ちに関する理念」という部分でございます。実は、前回「子どもの育ちに関する理念」という部分と「子育てに関する理念」という部分がやや混在をした感がございまして、その辺りをひとつ交通整理いたしたということと、前回の議論の中では乳幼児期をひとくくりで表現をしているので、子どもの発達段階に応じた状況をもう少しきめ細かく記載をする必要があるのではないかという御指摘をいただきました。そういったことの御指摘を踏まえまして、現行の教育要領、あるいは保育指針の記述などを参考にしながらエッセンスを整理したものでございます。

4ページでございますけれども、まずは乳幼児期が重要な時期であるということを出発点とした上で、とりわけ乳児期については愛着形成の重要、それによる基本的信頼感、情緒の安定というもの、それが最も根っこにある基礎になるのだというようなこと。それから、3歳未満の幼児期については、見守ってくれる大人の存在によって自発性や主体性というものが引き出されていく。それが、今後主体的に生きていく基盤となる。あるいは、人間関係も徐々に広げていく社会性の萌芽の時期になるというようなことを書かせていただきました。

それで、3歳以上の幼児期については遊びを中心とした生活の中で、さまざまな心や力

というものが育まれるというような重要な時期であるということ。

また、5ページにかかわってきますけれども、自我なり主体性というものが芽生えていく。急速に成長する時期であって、いわばその後の人間としての生き方を大きく左右する重要な時期であるという認識を書かせていただいております。

こういった重要性、特性を踏まえて、発達に応じた適切な保護者のかかわり、あるいは質の高い教育・保育の安定的な提供というものを通じて、子どもの健やかな発達を保障することが必要だというふうに整理をいたしております。

以上は主に乳幼児期の話でございますが、この法律自体は放課後児童クラブなども含めまして学童期への対応ということもございますので、その辺りのことを次で触れております。そういったかかわりを通じて、まとめの部分でございますが、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれる環境を整備する。そういうことが社会全体の責任になるというふうなことでまとめてございます。

それから、6ページでございます。「子育てに関する理念と子育て支援の意義」でございますが、これは前回、小見出しとして「子育てに関する理念」とだけ書いておりましたが、特に子育て支援の意義というものをしっかりと共通理解のもとにこの制度設計をしていくということは非常に重要であろうということでございます。

まず、1つ目のパラグラフのところでは、法律でも書かれている保護者の第一義的責任ということを確認させていただいた上で、先ほど述べた「子ども・子育てを巡る環境」というものを踏まえた子育て支援というものが進められるべきではないかということであります。

それで、2つ目の中で、本来、子育てというものはポジティブな営みであるにもかかわらず、先ほど環境の中で見ていただいたような子育ての負担、不安、あるいは孤立感、そういったことにどう手を差し伸べていくかというところで子育て支援の意義があるのだろうというふうに理解をしております。

そこで、「すなわち」というところでございますけれども、ここは重要ですので読み上げさせていただきます。「子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が、子育てについての責任を果たせるように、そしてまた子育ての権利を享受できるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、子育て、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと」。

そして、そのことがよりよい親子の形成、そして子どものよりよい育ちにつながる。つまり、親の利益か、子どもの利益かということではなく、親をしっかり支えていくということが子どもの育ちということにもつながっていくのだというような形での子育て支援の意義というものを共通理解にできればということであります。

そのような理解のもとに、それぞれの状況、あるいは地域の実情を踏まえて、子育て支援の量的拡充、質的改善を図ることが必要だろうということを書かせていただいております。

す。

それから、7ページでございます。先ほど子どもの育ちという部分で年齢、発達ごとの子どもの育ちの像というものを書かせていただきました。それに見合った保護者の子育てであったり、あるいは保育者の子どものかかわりということのポイントを次のところで書かせていただいております。

例えば、3歳未満のところでは、まずはきちんと子どもの命を守るという部分がございますが、保健的な対応の重要性ですとか、特定の保育者の応答的かかわりの重要性などを書かせていただいております。

それから3歳以上の幼児期、これはその時期の教育の役割が極めて重要だという認識を書かせていただいた上で、やはり集団の中での育ちの重要性、そして保育者においては環境を計画的に構成して、幼児の主体的な活動、遊びを援助していくというようなことの重要性。また、小学校教育との接続という部分での重要性ということも合わせて書かせていただいております。

以上の部分は、どちらかという幼稚園なり保育所でのかかわりのイメージが強い部分ですが、この法律はいわゆる在宅の子育て支援の関係ですとか、学童期のものもございしますので、「また」以下のところでそういった点についてのかかわりの重要性等についても触れさせていただいております。

それと、前回、こうした子どもの育ちをしっかりと支えるためには、そこにかかわっていく者の専門性がしっかり確保されることが重要でありますので、その点も明確に明記をしてほしいというような御意見がございました。その点について触れております。従事者の専門性、経験、それからハード面の点も重要ですので、良質な環境の確保ということに触れさせていただきました。

最後ですけれども、前回、「関係者の責務、役割」という小見出しをつけていた部分ですが、少し関係者というのは狭いのではないかなというような御意見がございました。実は、子ども・子育て支援法という法律そのものの中にも、社会のあらゆる分野における全ての構成員がしっかりと関心と理解を持つというようなことが書かれております。その辺りの文言も引用する形で、社会の全ての構成員が全ての子どもの健やかな成長を実現する目的を共有して、役割を果たしてほしいというようなこと。

それから、個別的には次のところで自治体、行政の役割を書かせていただいておりますが、とりわけ基礎自治体が今回は幼児期の学校教育も含めて総合的に提供するという部分の重要性を書かせていただいております。

それから、事業主の取り組みの部分のところでは、男女ともに子育て中の労働者が子育てに向き合えるようなさまざまな職場環境の改善の必要性等々に触れております。そしてまた、その関係者の連携にも触れさせていただきまして、最後でございますけれども、「地域、社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられる社会、未来の社会を創り担う存

在であるすべての子どもたちが大事にされ、健やかに成長できる「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。」というような形で、今回骨子を整理させていただきました。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明について御質問、御意見のある方、挙手をお願いいたします。

では、岩城委員から順番に行きますので、全員に回します。

○岩城代理人 全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。御説明ありがとうございます。

子どもたちの発達に応じた教育・保育の提供をするという観点から、大変わかりやすくなったなと感じております。最後の構成員のところでございますが、本会では、幼児期は家庭で子育てをしたいといった保護者が施設を利用しているわけでございますけれども、そういった中でPTAの存在が子育てをする土壌としてすごく大きな役割を示しております。

我が子だけではなく、他の子の成長も一緒に見守りながら地域にかかわり、PTA活動を通して子育ての喜びを味わうことができるのです。そして地域のコミュニティーの中で子育てをしていく充実感を味わいながら、小学校、中学校、ひいては、子どもたちが成長していく過程にかかわる喜びを保護者自身が感じているというところが実態としてございます。

最後の項目の「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」というところで、PTAがこうしたコミュニティーの活性化に役立っているという現状を御理解いただき、保護者がこうした社会貢献をする場を、子育てを通して得られるような、そういった提供を考えていただけるようお願いしたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、大日向委員お願いします。

○大日向委員 ありがとうございます。前回、私たちの意見を大変よく取り込んで加筆修正していただいたと思います。

私から1点ですが、初めのところにぜひ書き込んでいただきたいことがございます。

と申しますのは、子どもに関しては全ての子どもの健やかな成長を社会全体で支えると明確に書いていただいているのですが、一方、親支援に関して、後段のところには親に寄り添うとか、さまざま具体的にすばらしい表現で書き込んでいただいているのですが、なぜ親支援が必要かというところが弱いというふうに感じました。

1、2ページのところを見ますと、例えば兄弟姉妹が少なく、あるいは親になるまで自分自身が小さい子と触れ合う経験がないという記述が随所にあります。それはそのとおりなのですが、それを含めてもなお、そもそも親になるということは全ての親は支援が必要なのだという書きぶりが初めに必要だと思います。在宅のお母さんであろうが、就労しているお母さんであろうが、初めて親になるということは大変な課題を抱えることです。だからこそ親に対しても支援が必要だということを、ぜひ初めが大事ですので書いていた

だきたいと思うのです。

大正時代の育児雑誌を調べてみたことがあります、子どもの数が多かったり、兄弟姉妹が多かった時代でもなお、親は戸惑っていたことを示す記述がありました。従って、親が子育てに惑うのは、特段、最近の事情に限らないということです。繰り返しになりますが、冒頭に親支援の必要性に触れていただきたいと思います。そもそも親になるプロセスそのものに困難があり、それを社会全体で支援することが必要だということを書き加えていただければありがたいと思います。

○無藤会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 「子育てに関する理念と子育て支援の意義」というセクションにおいて、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という表現及び「子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく」という表現が多少課題を持っているのではないかと思います。

それは、この理念の部分でこういった表現を入れてしまうと、親の子育てというものをかなり強調するニュアンスが出てしまいます。しかし、一方、これは社会的養護に対して大きな影響力を与えてしまいます。

どうということかと申し上げますと、日本の場合、社会的養護に関しては親、親権というものを非常に重視するという姿勢になっています。が、ゆえに、何か子どもに虐待等、課題を抱える家庭に対して、例えば親権を剥奪して里親とマッチングするというようなことはなかなかしづらい現状があるのですね。

だから今、社会的養護の文脈においては、施設養護というものが9割を占めてしまっています。施設養護が9割です。これは、諸外国とは全く逆ですね。諸外国においては、里親や養子縁組というものがほぼ8割から9割、そして施設養護というのは本当のシェルターの意味で使っています。

しかし、日本の場合は、このシェルターが恒常化してしまっていて、そして大部分を占めてしまっています。児童相談所に相談した場合、まず乳児院や児童養護施設というものにいてしまいます。そうすると、乳児院に行かずずっと施設で過ごさなくてはならない子どもたちが大半を占めてしまっているのですね。これが、愛着障害等の問題を引き起こしているという事実があるわけです。親の責任や、あるいは第一義的なものですよということを強調することは、実はこの社会的養護に関する施設養護にいてしまうというのをある種、助長、後押ししてしまう可能性もあります。

ですので、ここに関してはこの「第一義責任を有する」という文言、恐らく現政権の政治家の方々がこだわっているのだとは思いますが、しかし、子どもの観点からすると、ここを余りに強調するというのは危険を伴うと思いますので、文言を抜くことができないのであればきちんと違うセクションに、あるいはこの意義のセクションでフォローアップの文章というものを入れ込んでください。



すなわち、保護者、実の親だけでなく、さまざまな保護者に当たる人たちの可能性があるんだ。里親であっても、特別養子縁組の家庭であっても、それらは皆、子どもを愛する親なんだ。そして、社会全体で子どもたちを愛し、育んでいくことがなされるべきなんだというような表現にしていただけたらいいのではないかと思います。よろしく願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

御指摘の点は、もちろん「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という、これは法律のいわばいの一環として認識されることですので、それはもちろん我々の前提だと思えますけれども、御指摘の点について言えば、「父母その他の保護者」というのは子どもを生んだ人に限られるということではないので、保護者というのはそもそも子どもを保護する責任を有する人ですから、誤解を招かないような書きぶりをぜひお願いしたいと考えております。ありがとうございます。

それでは、古渡委員お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。よろしくお願いいたします。

協会として、2点ほど感じていることがあります。今回、この「子ども・子育て支援の意義」というのは大変丁寧にまとめられて素晴らしいものになってきていると思っております。その中で、子どもの権利という観点が多分必要なんじゃないかと考えております。その意味では、大変、子ども・子育て支援という観点の中の積み上げとしてこういう形になってこれらと思うのですけれども、やはり子どもそのものが持つ権利、例えば子ども権利条約とか、または児童憲章とかも踏まえてだと思えますが、ある程度そういう記述というか、少しだと思うのですけれども、必要じゃないかと感じました。

2点目に、7ページになるのですけれども、小学校教育との連続・接続について留意すべきという観点が多分入っていると思うのですが、実際のところ、本当に今後就学前の子どもたちがしっかりと義務教育にいくためには、ここの連携・接続というものがものすごく大切だと考えております。

そういう意味では保護者、もちろん子どももそうですけれども、実際の小学校教育も踏まえた中で留意すべきということではなくて、確実にもっと強い強調の文言のほうが必要なのではないかと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員お願いします。

○宮下委員 保護者の中には、育児への負担とか不安感を感じながらも、やはり子育てをすることへの喜びや充実感を感じている親もたくさんいると思います。

そういう中で、保護者が自分の手で子育てをすることの価値を社会的に認めるような文言を加えていただけるとありがたいと思っています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員どうぞ。

○吉田委員 最初に何か所か、孤立、不安、負担感などの文言が入ってきていますけれども、なぜそういう状況になってしまうのかということを見ると、母親だけでやっているからそういう状況になってしまうということが多くの場合言えるわけで、しっかりと父親の役割というものを明記できないかということは、ひとつ指摘させていただきます。

そういう状況が母親の孤立を生む中で、例えば虐待の問題があったり、その子どもたちが育っていくとどうなるのかということを見ると、引きこもりや不登校、いじめの問題など、子どもが成長過程の中で健全に育っていくことができない状況に置かれてしまいますので、やはり父親の存在というのはまずは非常に重要な役割として明記していただければということです。

先ほど岩城委員のほうからPTAの話もありましたけれども、PTAもそうだし、保育所の保護者会もそうですし、私は今年、自分の子どもの保育所の保護者会の会長をやっていますけれども、しっかり男性がかかわっていく。保育所であっても多くの方はママしか来ないですから、やはりそういうところにもパパがしっかりと来るとするのは大事なのだというところを指摘していただけると、保護者というのは父親も当然入るわけですから、ただ、文言で書くときはちゃんと父親と名前を書くのに、かかっているのは母親ということでねじれの状況になっています。

そういうことを考えると、やはり自主的に父親が子育てにかかわっていくことの意味、意義をちゃんと盛り込んでいくことが大事じゃないかと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。一通りよろしゅうございますね。

それでは、時間が迫ってまいりましたけれども、次の「保育の必要性の認定」というところと「確認制度」を合わせて説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料3と4につきまして、要点のみ御説明をさせていただきますと思います。

まず、資料3の「保育の必要性の認定について」でございますが、1ページお開きいただきますと、新制度のもとにおきまして最初のページの枠囲いの中がございます、1号、2号、3号という3つの種類の認定に応じまして受給資格があるという形になりまして、施設型給付を初め、さまざまな子ども・子育て支援法に基づく支援が行われることになるわけでございます。

この認定の中で2号認定、それから3号認定を受けるということは、すなわち保育の必要のある子どもという形での認定を受けるということでございます。その関連でこれまで議論されてまいりました中では、その次の①～③にございますように、どういう「事由」に基づいて保育が必要と考えるのかということ。それから、長い時間、短い時間という2つの「区分」で考えてございますが、どのぐらいの保育が必要なのかということ。それから、ひとり親家庭、あるいは虐待のおそれのケースなどを例示されておりますけれども、「優先利用」ということをどういうふうに考えるのか。こういったことが、議論として必要になっているということでございます。

続きまして、少し資料を飛ばしていただきまして、4～5ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げました、どういう「事由」で保育が必要と考えるかという点でございますが、現行制度におきましては4ページの上の左側の囲みでございますように児童福祉法施行令第27条というのがございまして、この中で保護者のいずれもがこの1～6のいずれかに該当するということで、当該児童を保育することができない、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うということで、具体的な事由が就労を初め、ここに掲げられているということでございます。

特に「論点」になりますのが、5ページのほうにまいりまして、今、申し上げた中の「同居親族等による保育」の部分でございます。この点につきましては、現行制度のもとにおきましては、「同居親族による保育」ということが可能な場合には保育が欠けているというふうには考えないというのが基本的な構成になっているわけでございますけれども、案1から案3にございますように、そういったことは一切考慮せずに保育の必要性の認定をしたかどうかという考え方もありましょう。それから、必要性は認定した上で、そういった同居親族等がない場合に比べて優先順位が下がるような取り扱いをしてはどうかというふうな考え方もありましょう。それから、そういった同居親族の方がいる場合には保育の必要性は認定しないという考え方もあり得ると思っております。こういった点が、一つの論点として考えられるということでございます。

それから、次の点でございますけれども、「就労」というふうに一口に言いましてもいろいろな就労の形態があるわけございまして、これをどういった範囲で考えていくのかということでございます。これまでの議論の経緯の中では、フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除きまして、基本的に全ての就労に対応してはどうか。こういう方向で議論されてきたというふうに理解しております。

それから、3つ目の「就労以外の事由」につきまして、疾病、障害を初め、さまざまな理由があるわけでございます。また、その中には求職活動、あるいは就学等もあるわけでございますが、こういったところをどこまで法令的に明示するのかといった点もございませぬ。それから、「虐待のおそれのあるケース」を初め、こういった子どもに着目した事由というものをどこまではっきりと書き込むのかといった点も議論になろうかと思っております。

続きまして、6ページでございますけれども、事由につきまして長い、短いという「区分」の問題でございます。実際に今、自治体におきまして運用していただいている中では、週何日、1日当たり何時間といった区分に応じまして優先度の指数を決めているケースが多うございます。

今回のケースにおきましては、長い時間というのは主にフルタイムの就労を想定しまして、現行の11時間の保育所の開所時間に相当する。それから、短時間というのは主にパートタイムの就労を想定する。こういったことでこれまで考えられてきたわけでございます

けれども、この長い、短い線引きというところが論点①でございます。

保護者の就労状況ですとか、市町村の実務上の取り扱いですとか、あるいは実際の保育所の利用状況、それから所定外の労働時間や通勤時間、その他いろいろな要素を考慮してこの議論を整理していく必要があるだろうと考えております。

7ページから8ページにかけまして、現在の保育所の利用実態ということで少しグラフを掲げてございます。両親ともに常勤で働いておられるケースと、いずれかが常勤のケース、それからその他ということで区分してございます。

7ページは認可保育所のほうの利用状況でございますが、大体9時間ないしは10時間の利用をされている方が多い。一方で、いずれかが常勤、その他のケースにおきましては7時間から8時間ぐらいの御利用の方が多いたというのが実態でございます。

8ページのほうは、認可外保育施設のほうを利用されている場合のデータでございます。また、御参照いただければと思います。

それから、9ページのところは幾つかの市町村に御協力をいただきまして、サンプル的に親の就労の状況を整理したものでございます。全体として、週40時間を超えるところが3分の2ぐらいを占めているわけでございますけれども、待機児童がいるような自治体と待機児童がいないような自治体で若干、実態に差も見られるところがございます。

それから、10ページのほうにまいります。こちらは、論点②で「短時間」の下限をどのように設定していくか」ということであります。すなわち、短時間の下限ということは保育の必要性の認定をするぎりぎりのラインをどこにするのか。逆にいいますと、この視点のところでございますように一時預かりとの接点ですね。そこのところをどうするかということ、あるいは幼稚園との関係なども踏まえて議論する必要があるだろうと思います。それから、保護者の就労状況ないしは特定保育事業との関係なども考慮する必要があるだろうと思っております。

現在の運用の状況を見てみましたときに、12ページのほうにグラフをつけてございますけれども、週当たり何時間というふうな運用をされている市町村のところを、仮に1月を平均4週間ということで置きかえて月当たりの時間に直してみますと、この紫で塗っておりますような月当たり64時間以上で運用されているところが一番多くなっております。48時間以上で運用しているところもございまして、幾つかあるわけでございますけれども、こういった実態を踏まえながら、今後どうしていくかということでございます。

それから、論点③といたしまして13ページにございますように、現状と少し取り扱いが変わってくるという場合には、その現状との切りかえのところをどう考えるかということも検討する必要があります。

それから、14ページのほうにまいりまして「優先利用」の関係でございます。この優先度を考えるに当たりまして、ひとり親家庭を初め、いろいろなケースがあるわけでございますが、いわゆる絶対的な「優先利用枠」を設ける形にするのか。それとも、ポイントの加重・調整などによる相対的な「優遇措置」というふうに考えるのか。ここのところが1

点です。それから、障害児の取り扱いをどういうふうにするのか。それから3つ目の点でございますが、保育士確保というふうな観点から、保育士等の子どもが保育所に入りたいという状況にあるときに、そのところの取り扱いをどういうふうにするのか。こういった点は議論としてよく出る点でもございますので、議論をしていただければと思っております。

それから15ページ、「認定方法」でございますけれども、保育の必要性の認定をしない方、1号認定ですね。1号認定のお子さんにつきまして、一定の簡素な手続ということを検討する必要があるかと思っております。それから、2番目の丸にございますように、既に現在施設を利用されているような方につきましてのやはり簡便な手続ということも検討が必要でございます。

それから、「認定期間」を何年とするか。また、それとの関係におきまして、現況届などをどういうふうに求めていくか。こういった点も議論が必要でございます。

16ページのほうにまいります。こちらは利用調整でございますけれども、17ページの図にあるように、最初に保育の必要性の認定をした上で、保育の必要なお子さんについてはどの施設に入っていくかということを実際的に利用調整する必要がございます。これにつきまして、どのようなフローでやるかということ、よりきめ細かくフロー化していくことが必要でございますので、また追って案をお示ししていきたいと考えております。

「保育の必要性の認定について」の資料は、以上でございます。

続きまして、資料4でございますけれども、「確認制度について」でございます。

確認制度の1ページ目を開いていただきますと、子ども・子育て支援法の制度におきましては、それぞれの事業法に基づきまして認可を受けている施設なり事業というものを前提といたしまして、その施設・事業が子ども・子育て支援法による財政支援の対象となるか、ならないかというところを判断いただいた上で、この利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認するということが確認の手続でございます。

その際には、その下の「確認制度における運営基準について」ということでございますけれども、それぞれの事業法に基づく認可基準を満たすということはもちろんでございますが、この子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準ということ、国が示すものを踏まえて市町村で条例で定めていただき、これを守っていただくことが必要でございます。

それから、2ページのほうにいただきまして、この確認の運営基準を守っていただくと同時に、(3)の①にございます「業務管理体制の整備」、あるいは②にあります「教育・保育に関する情報の報告及び公表」、こういったルールに従っていただく必要があるわけでございます。

その下に幾つか表にしてございますけれども、特にこの運営基準なり、あるいは業務管理体制といった部分につきましては、認可基準あるいは公定価格等々との関係の中でいろいろとまた御議論をいただく必要も多々あるかと思っておりますので、基準検討部会のほうの議

論に委ねたほうがよかろうかと思っておりますが、利用定員あるいは情報公表等につきましては自治体の計画等々との関連も深いものでございますので、こちらの会議で御検討いただければと思っております。

以下、順次、論点について御説明いたしますが、まず最初の「利用定員」についての議論でございます。

細かい論点も幾つかございまして、まず6ページ、論点1-1のところでございますが、最低ラインをどこに引くのかということでございます。地域型保育給付の対象になります小規模保育等につきましては20人未満というところがあるわけでございますが、逆に施設型給付、あるいは委託費の対象となりますものにつきましては20人以上というところが一つの切れ目になっております。

現行制度と今回の改正後の制度の違いにつきましては、6ページのところに並べてございますが、保育所と幼保連携型認定こども園につきましては最低定員が20人という形で法律上、明記された形になっております。一方で、幼稚園につきましては20人という最低定員は特に定められておりませんで、ここにはございますように認可定員が20人未満の幼稚園もございまして、実員が20人未満の幼稚園もございまして、ここに出てくる数字は粗い推計でございますけれども、実態としてはそういうものもあるということでございます。

これを前提としまして、確認制度に基づく利用定員を定めるに当たりましては7ページに例1から例3まで示してございますが、20人というところを一つの切れ目にいたしまして、基本的には例外がないという姿にするのか。それとも、幼稚園につきまして例外を設けるというふうな考え方、あるいはさらに幼稚園型認定こども園とか地方裁量型認定こども園についても例外を認める。こういった幾つかのバリエーションが考えられるところでございまして、こういったところをもとに、また今後検討をしていただきたいということでございます。

それから、8ページから9ページにかけては「子どもの年齢との関係」、あるいは先ほどの保育の必要性につきましても長い時間、短い時間という時間区分との関係、こういった点も利用定員の設定に当たりまして考慮すべきかどうかということをお示したものでございまして、より細かく設定するという考え方もございまして、基本的にこういったものを考慮せずに1号、2号、3号という認定区分のみに着目した定員でもよいのではないかと考え方もあろうかと思っております。

続きまして、10ページから11ページのほうでございますが、まず10ページのところにございますように、それぞれの事業法の中で認可定員というものがございまして、認可定員と、この子育て支援法に基づく確認制度上の利用定員、これは基本的には一致するものというのが大原則でございます。

ただ、10ページの丸の4つ目にはございますように、実態として考えましたときに、恒常的に定員を下回る利用しか見られないというふうな状況もございまして、また逆に恒常的に認可定員を上回って利用されている方がいるというふうな実態も一部に見られるところ

でございます。こういったところを、確認制度上の利用定員の設定に当たりましてどういうふうに考慮するかという点についての論点でございます。

まず、11ページの論点2ということで定員割れのほうの実態をどう考えるかということの論点でございます。これまでの新制度につきましての議論、あるいは国会におけます議論等々の中では、この給付につきまして施設の定員希望といったものを反映させた給付にすべきというふうな議論がございました。

すなわち、現在の保育所の運営費等の実態で申し上げますと、より定員規模が小さい施設であるほど、どうしても施設としての効率性は下がりますので、その分、運営費の単価は高いという形になっております。したがって、ある施設が多く認め定員のもとで実際には利用されている方の数が少ないということになりますと、認可定員に合わせて単価設定をしていきますと、単価そのものは低いということになってまいります。

一方で、実際の利用状況に合わせた単価設定をしていく場合には、比較的高い単価の設定ということになってくるわけでございます。そういったところを施設の運営の安定化の観点からどう考えるのかということもございまして、また、その自治体の計画の中でどれだけの供給が今なされているというふうにそれを評価するのかという論点もあろうかと思っております。そういった点が、11ページに書かれていることでございます。

12ページから13ページにかけては、定員オーバーの関係の取扱いでございます。特に保育所につきましては、現在、待機児童が多いということもございまして、最低基準を下回らない範囲におきまして定員の弾力化という形で、定員以上の入所をしていただいているケースが大変多うございます。

ただ、12ページの上の丸の4つ目の※印にございますように、「2年間連続して常に利用人員が定員を超えており、かつ、年間平均で定員の120%を超える受け入れを行っている場合、定員の見直しを求めている(ただし、強制力はない。）」となっております。

先ほど申し上げましたように、定員規模が小さいものというふうにみなせばみなすほど、単価としては高いという形になっておりますので、恒常的に定員オーバーという状況を踏まえて、仮に定員をもっと大きい定員に見直すということになりますと単価が下がります。したがって、待機児童対策としての受け入れの増ということを実施していく上で、そういった面で支障が出てくるおそれもありますのでこういった取り扱いをしているということでございます。

一方におきまして、13ページのほうにございますように、保育につきましては年度当初に一番利用が少なくなり、だんだん年度後半に向けて利用者の数が増えていくという特性もございまして。こういった年度内におきます増減といったものに柔軟に対応してくるという必要性もございまして、こういった点との絡みも含めてどういうふうにこの定員オーバーというものを考えていくのかという検討でございます。

それからまた、定員オーバーにつきまして一定の例外的な措置も必要ではないかというふうに考えてございまして、例えばということで13ページのところには保護者の就労状況の

変化に対応した対応、それから障害児保育など特定の機能を有する場合、あるいは措置制度というのは今回の改正の中で設けられておりますが、これを発動する場合、あるいは災害に対応する場合、その他いろいろなケースがあるかと思えます。こういった一定の例外も考えておく必要があるのではないかと考えてございます。

15ページに、論点4といたしまして保護者の就労状況の変化に対応したのも書いてございますが、今の点の一つでございます。

それから最後、16ページにまいりまして「情報公表の取扱いについて」ということでございます。新制度の中におきましては、この確認を受ける施設につきましてはそれぞれ都道府県のほうに幾つかの項目について報告をいただきまして、これを都道府県のほうで公表するという取扱いになっております。

こういった制度を通じまして、これまで議論されてきました中では、(2)の最初の丸のア～キに掲げてあるような事項ですとか、こういったものも含めてやはり利用者の選択、あるいは施設の質の向上といったことにつながるような幾つかの情報を公表すべきではないか。こういった議論がされてきたところでございまして、これの具体的な議論が必要ということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見のある方など、挙手をお願いしたいと思います。今、意見を言いたいという方はとりあえず手を挙げていただけますか。

では、今、手を挙げていただいた方はとにかく御発言いただきますが、4時半を過ぎる可能性がありますのでそれはお許しいただくとして、柏女委員からまたお願いいたします。

○柏女委員 ありがとうございます。淑徳大学の柏女です。

資料3の14ページの「優先利用」についてでありますけれども、これらの論点のひとり親家庭、虐待、障害児については、それぞれ優先すべきだということが規定されているわけですが、どの程度優先すべきかということをごここで考えていくということだろうと思っておりますが、先ほど私が申し上げましたように、障害者基本法の中では地域の中で、住み慣れた地域の中で支援を受けながら、障害を持った子どもたちとその家族が暮らしていけるような社会を目指すのだということが書かれているということにすれば、それを原則として考えていくことが大事だろうと思っております。

事業計画上の先ほどの理念の「はじめに」のところに関連という形で書かれておりましたけれども、そうではなくて、この意義のところにおいても、障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族が、住み慣れた地域に身近なところで支援を受けて育っていくことが重要なんだといった旨の規定は、やはり必要になってくるのだろうと思っております。そうした原則に立った上で、ここを判断していくことが大事だと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。



では、駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 「保育の必要性の認定について」、資料3の優先についてです。14ページですけれども、先ほど絶対優先か相対優先かというお話がありましたが、少なくとも虐待のおそれのあるケース、またはDV等のおそれがあるケースに関しては絶対優先を用いるべきだと思います。ポイントで、ポイントを重ねたけれども入れませんでしたという形で虐待をされた子どもが亡くなってしまうというようなことがあってはなりません。子どもの命を第一義に置いて、ここに関しては絶対優先にすべきだと思います。

また「確認制度について」、資料4の2ページに事項が4つ、「利用定員」「運営基準」「業務管理体制」「情報公表」とありますが、このどこにも撤退スキームに関して概要の中に書いてありません。「業務管理体制」の概要の中に、撤退スキームについてお書きください。先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、いきなり撤退して困るのは在園児です。きちんと撤退に関するルールがなければ、在園児が保育難民になってしまいます。これを防ぐためのきちんとした指針をこの中に設けていただきたい。

また、「情報公表」の概要の中にも重大保育事故、そして財務情報に関してというような文言がありません。特に、重大保育事故に関しては子どもの命がかかわる事項でございますので、きちんとそれを調査し、公表し、そして業界全体で共有することで再発を防ぐということをすることによって、保育の最低限の質というものが保たれます。

ですので、この部分に必ずこの文言を入れていただければと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 先ほどの基本指針にかかわることも含めて、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

子どもの育ちに関する部分で、とてもよく書き込んでいただいているとは思いますが、文言の整理がまだできていないところがあると思うのです。乳児・幼児・それから乳幼児というものについては改めて意見書を出させていただきたいと思います。

いずれにしても、ここに書かれているように、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができる。先ほど、必要性の認定ということで前回も言いましたが、主に今回は就労等の条件というのが認定の基準でありました。資料3の5ページのところでいくと、「就労以外の事由」というところでは論点が3点ほどあるのですが、この3つの中に例えば今、言った子ども同士が集団の中で育ち合うことができることが阻害されているような地域社会だとか、そういう事情が考慮されるべきではないかと思っています。ですから、そういうものも加味したような取り扱いにできるようなことをお願いできないでしょうか。

例えば、郡部で地域の子どもの集団ができないような地域であれば、それがあつて意味では保育の必要性の認定ができるのか、そういうふうなこともぜひ考慮していただければとい

うことが1つです。

それから、先ほど保育の利用希望については把握する具体的な項目として、月から金、または土曜日というのが、実は月曜日から土曜日までの利用でということでお答えをいただいたと思うのです。そうすると、月曜日から土曜日まで、月当たりでいくと25日、それが今回の場合でいくと、認定でいくと長時間認定というのは11時間開所ということであったとすれば、以前から申し上げているように、現在1日8時間で月22日というような運営の仕組みの中、これを現在の実態である11時間25日開所に合わせたような認定に持っていただくことがぜひとも必要だと思っています。

細かいところについては、後ほど文言の整理については意見で出させていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員どうぞ。

○坂崎委員 前回行われましたところのいろいろな設問につきましては、私は今日、資料を出しておりますので、そちらのほうで割愛をさせていただきます。今、橋本課長さんのほうからありました保育の必要性の認定のことを含めてお話をします。

まず、基本的には認定こども園のあり方ということを考えてまいりますと、短時間の下限をどういうふういきちんと制定するのかというのが、短時間、長時間の前にあってしかるべきではないかと思われまます。そのことがきちん示されることが最も大事ではないか。それは、特に幼稚園業界の方々にとっては非常に基本的なことになると思われまますので、そのことが一番大事なのではないか。また、認定こども園に移ろうと思っている保育所側の方々にとりましても大きな問題ではなからうかと思いまます。

また、現在、保育の開所時間が11時間という形でございまますので、多くの方々がそのことを使っているわけでございまます。使用している形で保育を受けているわけでありまます、今回のような形で短時間、長時間という形で保育をすることによって、またその公定価格を設定することによって質の高い教育、保育が損なわれるようであれば、これはまた本末転倒の形になってしまいまますので、その配慮というのは十分必要ではないかと思いまます。これらのいわゆる設定の仕方、必要性の認定等、また定員の考え方というものがきちんとしてリンクされた形でお示しをいただくことが大事ではないかと思いまます。

あとは、今日の論点の中で障害児保育に関しましては皆さんの意見があるのと同時ですが、ぜひ地方版の子ども・子育て支援事業計画策定の中に書き込まれて、一般財源であってもそのものがきちん行われていくような仕組みになっていくことが望ましいということと、本日示されました子ども指針のほうに関しましても、将来的にはこれからつくられます保育要領、または幼稚園教育要領や保育所保育指針と直接関係ないということがあるのかもしれませんが、それらも含めてきちんとした相関性をお考えの上でつくってくださればありがたいと思いまます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それで、古渡委員お願いします。

○古渡委員 ありがとうございます。認定こども園を実際に実施している団体としての観点から、ちょっとお話をさせていただきます。

資料4の論点1-2、「子どもの年齢との関係」という観点なのですが、もともと認定こども園、幼保連携型認定こども園というのは、例えば1号認定の子どもが2号認定に変わる。そのときの定員という問題もありますし、その逆もあります。2号認定から今度は1号認定に今の保育に欠ける、欠けないという要件があると思うのですが、例えばそういう場合に年齢のもとに確実に決まってしまうと、もともと認定こども園が持ってきた機能がもしかすると損なわれていく可能性があるのではないかという危惧があります。そういう意味では、現実の幼保連携型認定こども園の姿というものをもう少し追っていただければいいかなと考えております。

2点目に、長時間・短時間の区分という観点で懸念をちょっと感じています。少し前に坂崎委員からもあったと思うのですが、実際に今、現場での話でいいますと長時間児、短時間児、この2通りで幼保連携型認定こども園をやっています。それで、短時間と言われると、どうしても1号認定の子どもとリンクしてしまう。言葉的な問題だと思いますけれども、そうすると我々の感じという長時間、中時間というような発想が一つあります。

ただ、問題は保護者の就労が、主体が先行していると思うのですが、子どもの生活を基本としたベースとしたところがその区分の中に正確に動いていかないと、あなたは短時間ね、あなたは長時間ねと、簡単になってしまう可能性がありますので、逆に子どもを本当の基本とする生活の時間の中での論点もここでは必要じゃないかと考えております。

最後に3点目ですが、論点1-3の「長時間・短時間区分との関係」の中で「今後の検討に当たっての方向性」とあります。これもよくよく考えてみますと、先ほどの基本指針の中でもワーク・ライフ・バランスの話がかなり出ていたと思います。よく考えていただきたいのですが、逆を考えますと、我々現場の保育士さん、幼稚園教諭、全てワーク・ライフ・バランスが必要です。それを抜けて、これが論点で全部押し付けられてしまうと、とても大変なことになっていく可能性は私はあると思っています。

そういう意味では、この長時間、短時間の区分も踏まえまして、今後、公的価格とか、処遇とか、時間の問題とか、いろいろ出てくるとは思いますけれども、ただ単にローテーションだけで済まない問題がたくさんありますので、その辺の御検討をお願いしたいと思いましたが。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 1号、2号、3号については容認できないというのは先ほど申しましたので、そのとおりであります。

長時間、短時間ですけれども、認定こども園について、それを立ち上げるときから私がかかわっておりましたから、この間の話をつぶさに承知しております。それで、認

定こども園法ができるときも、保育時間というのは8時間程度というふうに国の基準ではなかったわけでありませう。

これについては、保育所の代表の方も開所時間と保育時間は違うのだから保育時間は8時間でいいということで、おおむね8時間ということになったわけだ。

ところが、地方の条例レベルになると、ここら辺が残念ながら11時間がほとんどになってしまうという結果になってしまいました。このことは、子どもにとって決して幸せなことではないわけだので、ぜひともこの長時間については8時間を越えないという原則を守っていただきたいと思ひます。開所時間はいいのです。保育時間は8時間を越えないということを守っていただきたいということだありませう。

それからもう一つは、「優先利用について」だありませう。私は、実は子どもが3人いまして、上の子どもはゼロ歳児から認可保育所のお世話になりました。2番目の子どもは、無認可保育所にお世話になりました。ですから、保育所には大変お世話になりましたから、保育所の尊いお仕事というのはよくわかっているつもりだ。

ただ、その中で1つ疑問なのは、実は当時、幼稚園から自分の子どもを保育園に送り迎えを私がしていたのです。そうすると、保育園の隣が焼き鳥屋さんだ。焼き鳥屋さんのお子さんをお母さんが連れて、いつも私の幼稚園に来るのです。それで、途中ですれ違ひうんですね。いつも、北條先生ずるいと言われて、ごめんなんて言っていたんですね。

この方が、後に我が園の父母会長をやってくださって、今も焼き鳥屋をなさっていて、お孫さんがうちの幼稚園に来ていらっしゃるのですけれども、そのとき、自分の子どもが保育所にお世話になりながら、やはり保育所を利用できる人間はちょっと恵まれ過ぎているなと思ひました。

というのは、私は幼稚園をやっていて、連れ合ひは公務員だったんですね。それから、お医者さんの御夫婦とか、公務員の御夫婦とか、先生の御夫婦とか、ほとんど大部分がそんな人たちだ。それで、中には大変申し上げにくいけれども、高級車を乗りつけるような方も少なくはないという実態だったんですね。

それで、この優先利用の中で保育所というのが児童福祉施設というふうに位置づけられている以上、優先利用の観点に所得をちゃんと入れるべきだと思ひます。たしか、この間の資料で、認定こども園について保育料の8段階だ。8段階を見直して、6、7、8を一緒にしちゃうというようなお話がありましたけれども、私はとんでもないことだと思ひます。

そうじゃなくて、1,000万とか、1,500万とか、場合によっては2,000万という御家庭も相当数あるわけだ。ほとんどいないといつかおっしゃいましたけれども、相当数いらっしゃるのですよ。こういうところが何の制限もなしにどんどん入っちゃって、本当に困っている低所得の方が入れないのです。これは何とかすべきだ。ぜひ低い所得の方を優先するという原則を入れていただきたいと思ひます。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、ここまでにさせていただきます。

あとは、御報告が若干ありますので、あと数分お許してください。

まず、5月20日に岩手県で開催されました「被災地子ども・子育て懇談会」につきまして御説明をお願いいたします。

○長田参事官 資料5でございます。時間超過して大変恐縮ですけれども、前回は4月に行いました福島県での状況を御報告いたしました。今般、去る5月20日に岩手県でも同様の懇談会を開催いたしましたので、その状況を資料5でご報告いたします。

時間の関係で詳細は後ほどお読み取りをいただければと思いますが、1ページ目の新制度の全般的なことに關しましては福島県と同様、この新制度の設計というのは子ども本位で考えてほしいというようなこと。それから、これはたしか子育て当事者の方の御意見だったと思いますけれども、特に子育て世代にこの子ども・子育て支援新制度というのをわかりやすく伝えてほしいというような御意見。また、下から3つ目の辺りですけれども、被災地の実情に合った柔軟な措置をとってほしい等の御意見をいただいております。

それから、給付・事業の関係でございます。福島県の場合と違いまして、かなり被災地特有の話だけではなくて共通的な話も結構出ておまして、一番上にありますような、産前産後からの手厚い支援の重要性ですとか、育休と1～2歳児の保育との関係のこと、それから上から5つ目のところすけれども、被災地加算みたいなことを施設型給付の中で考えられないのか等々の御意見をいただいております。

それから、3ページですけれども、質の問題、あるいは従事者の確保の問題ですが、福島県の場合と同様にやはり保育士の確保の問題が特に非常に深刻である。とりわけ、この欄の下から2つ目すけれども、要は都市部の待機児童解消でなおのこと、その状況で都市に保育士が流れて余計に厳しくなっていくのではないかと。そのような懸念の声などがございました。

それから、子ども・子育て支援新制度以外のところでは、これも共通的なものとして心のケアの問題ですとか、4ページに復興の加速化といったことについての御意見等々を頂戴いたしております。

なお、当日、参加者の方から、実際にこれは御発言されていない点も含めてですけれども、発言要旨という形で資料が配られておりますので、5ページ以下に添付してお配りをさせていただきます。

非常に簡単ではございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、最後に「その他」ということすけれども、認定こども園保育要領及び放課後児童クラブの基準の検討につきまして御報告をお願いいたします。

○長田参事官 続きまして、幼保連携型認定こども園の保育要領、これはあくまでも仮称ですが、この検討体制につきまして御説明をいたしたいと存じます。資料はございません。

この子ども・子育て支援新制度におきましては、認定こども園制度の改善を行いまして、

幼保連携型認定こども園については認可、指導監督を一本化して学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設とすることとしているわけでございます。この新たな幼保連携型認定こども園におきましては、その教育・保育内容について、新たに幼保連携型認定こども園保育要領、繰り返しになりますが、仮称ですが、それを定めることとされております。

この要領については、法律上、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保するとともに、小学校教育との円滑な接続にも配慮しなければならないこととされているわけでございます。

したがいまして、この要領を今後検討するに当たりまして、まず学校であるという法的な性格から、文部科学省の中央教育審議会におきまして、また児童福祉施設としての性格から厚生労働省社会保障審議会におきまして検討を進めることといたします。

ただ、それはばらばらというわけにはまいりませんので、両会議のもとにその検討の場を設けて合同で審議を行う。そのような方向で考えているところでございます。

その状況につきましては、また適宜、当子ども・子育て会議において御報告をさせていただきたいと思いますが、その具体的な検討の場につきましては、まず5月20日に厚労省の社会保障審議会児童部会が開催をされまして、児童部会のもとに認定こども園保育専門委員会というものを設置することが了承されております。

また、6月3日には文部科学省の中央教育審議会教育課程部会が開催予定でして、そこにおきまして、要領の検討体制について審議が行われる予定でございます。

その結果を踏まえまして、改めて次回開催予定の第3回の会議に、具体的なこの要領の検討体制について御説明をさせていただければと思っておりますので、あらかじめお含みおきをいただければと思います。

○杉上育成環境課長 最後に、放課後児童クラブの関係でございます。参考資料2を用意しております。

前回、この会議におきまして、市町村事業については基準検討部会のほうで議論いただく。それから、その中で放課後児童健全育成事業の基準等については、社会保障審議会を中心に議論いただくというようなことを御説明申し上げたところでございます。

この間、5月20日に社会保障審議会児童部会で専門委員会を設置することを決めさせていただきました。また、5月29日に第1回の議論ということで既に議論を開始させていただいております。

また、委員の皆様方は有識者、現場の方、自治体関係の方ということになっております。この委員会の柏女委員にも委員長として御参画いただいているほか、吉原委員にもその専門委員会の委員になっていただいているところでございます。

また、議論の経過につきましては、随時この場でも御報告したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上でございます。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 改めて正式な御案内を差し上げたいと思いますけれども、次回につきましては6月21日金曜日9時半～12時ということで予定をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。時間が過ぎて申し訳ございませんでした。

それでは、「第2回子ども・子育て会議」を終了させていただきます。お疲れ様でした。

～ 以上 ～